

令和元年第2回矢掛町議会第2回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和元年6月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午後 0時09分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	土 田 正 雄	出	10	高 岡 一 万	欠
11	浅 野 毅	出	12	山 野 豊 久	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	河 上 昌 弘
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸	矢 掛 寮 長	西 山 弘 之

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 決定第 1 号 議長の辞職許可について
- 日程第 5 選挙第 2 号 議長の選挙について
- 日程第 6 選挙第 3 号 副議長の選挙について
- 日程第 7 決定第 2 号 議席の一部変更について
- 日程第 8 決定第 3 号 議会運営委員会委員の指名について
- 日程第 9 議案第 38 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
議案第 39 号 矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて
- 日程第 10 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）
議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 日程第 11 報告第 1 号 平成 30 年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について
報告第 2 号 平成 30 年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 12 議案第 42 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合同約の変更について
議案第 43 号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 44 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 45 号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 46 号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 47 号 矢掛町認定こども園条例の制定について
議案第 48 号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について
議案第 49 号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 50 号 工事請負契約の締結について（新小林住宅建築工事の請負契約の締結）
議案第 51 号 工事請負契約の締結について（矢掛認定こども園施設整備工事の請負契約の締結）

~~~~~

午前9時30分 開会

**○副議長（花川大志君）** おはようございます。

開会前に、皆様に御報告があります。高岡議長から本日の定例会本会議を欠席する旨、届出がありました。よって、副議長が代理し、本日の議会進行を預からせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回矢掛町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりでございます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本定例会の会議を欠席させていただきたい旨、申し出がありましたので、御報告申し上げます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（花川大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番高月敏文君と、3番原田秀史君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○副議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会、会期は、本日4日から12日までの9日間といたしたいと思ひます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○副議長（花川大志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。山野町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第2回矢掛町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中を、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

5月から、“令和”という新しい時代に入り、この議会が令和最初の議会となります。令和という時代が平和で、町民一人ひとりにとって、明日への希望に満ちあふれ、それぞれの花を大きく咲かせることができるよう期待し、私自身も気持ちを新たに歩んでまいります。

さて、全国各地で、5月としては異例の暑さに見舞われ、30度以上の真夏日が続き、北海道では最高気温が39.5度を記録するなど、本年も地球温暖化に伴う異常気象を思わせる状況にあります。

また、最近では、日向灘や千葉県南部で最大震度5弱の地震が発生するなど、日本各地で災害に関するニュースが流れており、日頃から防災意識を持つことを、町民一人ひとり、真剣に考えることが重要であろうかと思ひます。

本町においては、重点施策であります、災害に強いまちづくりを推進する中で、昨年の豪雨災害の検証を踏まえ、地域防災計画を見直すべく、5月21日は防災会議を開催いたしました。また、5月31日には災害防止連絡会議を開催し、消防、警察、自治協議会、土地改良区、岡山県などの関係機関と情報交換を行い、災害の発生を未然に防ぎ、災害発生時に迅速な対応が行えるように、万全を期しているところでございます。

今後、昨年の豪雨災害からの復旧・復興に尽力するとともに、防災体制の整備、防災意識の啓発に努めてまいります。

さて、我が国の社会・経済に目を向けますと、人口減少の進行や働き手の不足など、社会経済の根幹に係る問題に直面しております。

本町といたしましては、国や県の動向を注視し、交流人口・定住人口の拡大や、安心して子育てできる環境の充実をはかり、本年度事業を迅速かつ着実に実行してまいりたいと存じます。

さて、本日御審議をお願いいたします案件は、人事案件について2件、専決処分承認を求めることについて2件、岡山県市町村総合事務組合の規約の変更について1件、条例の一部改正及び条例制定について5件、補正予算について2件、工事の請負契約の締結について2件、また、本日御報告させていただきます案件は、平成30年度一般会計予算の繰越明許費についてなどの予算繰越について2件、の計16件であります。どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

報告第1号、災害弔慰金の支給について御報告申し上げます。災害弔慰金の支給に関する条例第3条の災害弔慰金につきまして、5月31日開催の災害弔慰金等支給審査会に諮問いたしましたところ、関連死と認めるべき案件と答申をいただきましたので、御遺族の方への災害弔慰金の支給を決定いたしました。災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令に準拠し、暴風・豪雨等の自然災害により亡くなられた方の御遺族の福祉及び生活の安定に資することを目的としておりまして、弔慰金の額は、生計維持者である場合が500万円、それ以外の場合は250万円となっております。今回の対象者は、報道発表にもございましたが、70歳代の女性でございまして、医療機関でお亡くなりになっております。なお、災害弔慰金等支給審査会につきましては、矢掛町災害弔慰金等支給審査会設置要綱に基づき、矢掛町が設置いたしておりますが、その委員は、医学又は法律学に関し、優れた識見を有する者、その他の学識経験のある者として非常に高い専門性を求められたことや、今回の災害は、県内でも広域で発生しておりますので、岡山県と協定を結びまして、岡山県の協力を得て、倉敷市、総社市、高梁市と4市町合同で開催しております。現時点ではございますが、次回以降の審査対象者はございません。報告でございます。

報告第2号、矢掛町土地開発公社の経営状況書類の提出について御報告申し上げます。

矢掛町土地開発公社につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、平成30年度決算書並びに令和元年度事業計画及び予算をお手許に配付させていただき、御報告とさせていただきます。

主な事業活動につきましては、定住促進対策として住宅用地の販売を進めておりますが、平成30年度は7区画を販売し、現在、東川面高通住宅分譲地、里山田住宅分譲地、東川面第3住宅分譲地を販売

中でございます。定住対策及び企業誘致につきましても、引き続き、積極的な事業展開を図りたいと思っておりますので、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

報告第3号、アルベルゴ・ディフーズ認定1周年記念行事の開催について御報告申し上げます。昨年6月に、インターナショナル、イタリア・アルベルゴ・ディフーズ協会から、アルベルゴ・ディフーズとして宿泊施設矢掛屋が、また、アルベルゴ・ディフーズ・タウンとして矢掛町が認定を受けました。

アルベルゴ・ディフーズの認定は日本初、アルベルゴ・ディフーズ・タウンの認定は世界初となっております。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、この認定1周年を記念し、アルベルゴ・ディフーズ協会ジャンカルロ・ダッラーラ会長をお招きし、矢掛町を会場とした記念行事を開催いたします。

また、このたび、アルベルゴ・ディフーズ・ジャパン、日本の組織であります。これが設立されて、事務局を岡山商工会議所内に置かれてお伺いしております。

そして、このアルベルゴ・ディフーズ・ジャパンからも、日本初のアルベルゴ・ディフーズとして宿泊施設矢掛屋が、また、アルベルゴ・ディフーズ・タウンとして矢掛町が認定を受けることとなり、認定書の授与式が行われます。

併せて、講演及びパネルディスカッションを内容とする、シンポジウムを開催することといたしました。開催日は、6月10日、月曜日、開催場所は、あかつきの蔵であります。

この記念行事の開催により、全国に矢掛町をPRする機会となるとともに、このシンポジウムに県内外からも多くの人が参加されます。

議員の皆様には、記念行事の実施にあたり、御案内を申し上げますので、御参加をよろしくお願い申し上げます。

報告第4号、第69回社会を明るくする運動地域住民の集い及び教育講演会の開催について御報告申し上げます。7月は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする、社会を明るくする運動の強化月間として、全国一斉に展開されます。この一環として、本町でも、来たる7月4日、木曜日、午前9時から、町内一円の啓発パレードを実施いたします。

お手許に配付いたしております、パンフレットを御覧いただきたいと存じますが、午後1時45分からは、地域住民の集いを、やかげ文化センターホールにおいて開催いたします。式典の後は、午後2時15分から、教育講演会を開催いたします。講師に、桜井高志氏をお迎えし、“やさしさ・思いやりは人権と同じだろうか？どうしたら、みんな仲良くできるのか？”と題しまして、お話しをいただき、私たち町民が、自分たちの問題として、人権を考えていく機会にしたいと考えております。なお、入場は無料です。保護者をはじめ、町民の皆様、また、議員の皆様におかれましても、御家族御友人をお誘いの上、御聴講くださいますよう、御案内を申し上げます。

報告第5号、令和元年度矢掛町戦没者追悼式の開催について、御報告申し上げます。

祖国日本の興隆と繁栄を念じて、身命を賭けて奮戦され、尊い一命を祖国のために捧げられた戦没者の御尊霊を追悼するため、町主催の戦没者追悼式を、8月16日の金曜日、午前10時から、やかげ文化センターホールにおきまして、開催いたします。矢掛町平和の町宣言の主旨であります、真の恒久平和と安全の実現を念頭にいたしまして、広く、一般町民の皆様方にも御案内を申し上げ、戦没者の追悼

と、平和を願う場として、町民総意の追悼式にしたいと考えております。

また、遺族会の意向をお伺いした中で、平成27年度から、毎年8月16日に、町主催での追悼式と、遺族会主催での、流水灌頂を交互に開催することに決定しており、今年度は町主催の追悼式を予定しております。

議員の皆様には、後日、町主催によります追悼式の御案内を申し上げますので、その際には、お繰り合わせの上、御臨席賜りますよう、よろしく願いをいたします。

報告第6号、やかげ真夏のスペシャルコンサートの開催について御報告申し上げます。お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、来たる8月24日の土曜日午後3時から、やかげ文化センターホールにおきまして、やかげ真夏のスペシャルコンサートを開催いたします。

内容といたしましては、矢掛町にゆかりのあるアーティストたちの演奏のほか、スペシャルゲストとして、ソプラノとテノールを歌い分ける異色のボーカリストとして素晴らしい才能を持つ、マリア・セレンさんをお迎えします。今回のプログラムは、矢掛町でしか味わえない魅力的な内容となっております。チケット料金は、全席指定席で3,000円となっております。

町民、また、議員の皆様におかれましても、御家族、御友人をお誘い合わせの上、お越しくださいますよう、御案内申し上げます。

報告第7号、外国青年招致事業における後任者について御報告申し上げます。

この事業は、外国青年を英語指導員として招致し、町内の子ども達に幼児期からの国際感覚を身につけさせるため、各幼稚園・保育園及び小学校において巡回指導を行っているものであります。

現在、招致しております、スンヒン・チュンさんとの雇用契約は8月末で終了いたします。

そこで後任としてアメリカ合衆国からジャン・リーさんを、新しく招致する予定であります。お手許に資料を配付しておりますが、ジャン・リーさんは、大学では心理学を専攻されておられました。彼は、英語と韓国語が堪能で、現在は日本語の勉強をされています。矢掛町で子ども達に英語指導することに、大変意欲を示されています。ジャンさんを指導員として招致することにより、引き続き同事業を発展させ、ますます外国語等に親近感を持たせるとともに、国際親善の一層の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上、報告7件でございました。

○副議長（花川大志君） 町長からの報告が終わりました。

次に議会閉会中における議長の主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

次に、郵送による陳情文書の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおりその写しをお手許に配付しております。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 決定第1号 議長の辞職許可について

**○副議長（花川大志君）** 日程第4、決定第1号、議長の辞職許可についてを議題といたします。それでは提出されました、辞職願を事務局に朗読させます。奥村議会事務局長。

**○事務局長（奥村栄治君）** 〔辞職願朗読記載省略〕

**○副議長（花川大志君）** 辞職願は以上のとおりであります。

お諮りいたします。高岡一万君の議長辞職を許可することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、決定第1号、議長の辞職許可については、これを許可することに決しました。一身上の都合とのことでありますが、高岡議員は健康上の理由にて、今、この瞬間も病魔と闘っておられます。1日も早い御回復を心から祈念する旨、議会としては申し伝えたいと思います。

ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩したいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから暫時休憩に入ります。休憩。

〔暫時休憩〕

**○副議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、議長が欠員になりました。この際日程の追加及び変更を行い、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。

これに、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、日程の追加及び変更を行い、直ちに議長選出選挙を行います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、日程の追加及び変更を行い、議長選出選挙を行なうことに決しました。

ただいまから、議案書配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

日程第5 選挙第2号 議長選挙について

○副議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、選挙第2号、議長選挙を行います。議長選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法は投票が原則であります。全会一致の場合は指名推選でもできることとなっております。

これにつきまして、御意見はありますか。12番、山野君。

○12番（山野豊久君） 投票により決定をしていただきたいと思います。

○副議長（花川大志君） ただいま、投票によるべきとの発言がありましたが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙は投票により行うことに決定いたしました。

更にお諮りいたします。投票に入る前に、ここで休憩に入りたいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔なし〕

○副議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから休憩いたします。

休憩は何時までとするかお諮りいたします。

〔「暫時。」と呼ぶ者あり〕

○副議長（花川大志君） 暫時という御意見がありました。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから暫時休憩に入ります。

なお、議会人事案件が終了するまでの間、休憩中の執行部の会議への出席の可否につきましては、適宜、山野町長に一任いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

○副議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから議長選挙の投票を行います。議場を閉鎖いたします。事務局、議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（花川大志君） ただいまの出席議員は11名であります。立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、1番田中輝夫君と、2番高月敏文君を指名いたします。職員に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（花川大志君） 念のために申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。

配付漏れはありませんか。ありませんか。

〔なし〕

○副議長（花川大志君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（花川大志君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票に入ります。それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（花川大志君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○副議長（花川大志君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票いたします。

1番田中君と、2番高月君は、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（花川大志君） 開票の結果を御報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

有効投票中

花川大志 8票

川上淳司 3票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、私、花川が、議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

事務局、議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

**○議長（花川大志君）** ただいまの議長選挙にて、私、花川が議長に選出されました。会議規則第33条第2項の規定により当選告知をいたしますとともに、当選の承諾並びに挨拶を、議長席にてさせていただきます。

改めて、御挨拶申し上げます。先ほどの議長選挙では、選任の御指示をいただき衷心より、厚く御礼申し上げます。もとより浅学菲才の身ではありますが、任期半ばで辞職を余儀なくされた高岡前議長が身を賭して進められた議会改革と議員の資質向上という理念に思いをいたし、引き続きこれに傾注する所存でございます。

つきましては、この難局にあたり議会機能の維持と適正な運営とに鋭意取り組みつつ真摯に且つ謙虚に職責を果たすことをお誓い申し上げ、ここに謹んで議長選任を承諾いたします。

その上で、議員の皆様方には、議会一丸となるべく御理解と御協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

また、山野町長を始め、執行部の皆様には従前同様、議会運営には一定の御配慮を賜りながら、共に矢掛町全体の住民福祉の向上に努めることができますならば幸いと存じます。いずれにいたしましても、議会執行部、皆様方の御助力の上に矢掛町議会及び本議事堂の威信は保つことができるとの思いで、議長職を務めますのでよろしくお願いを申し上げ着任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。（拍手）

**○議長（花川大志君）** それでは、議事進行をはじめます。まず、議会運営委員会開催のため暫時休憩したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから休憩いたします。休憩は何時までとするかお諮りいたします。

〔「暫時でお願いいたします。」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 暫時という御意見がありました。これに御異議はありませんか。

〔なし〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから暫時休憩に入ります。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま副議長が議長となり、副議長が欠員となりました。この際、日程の追加及び変更を行い、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、日程の追加及び変更を行ない、副議長の選挙を行なうことに決しました。

ただいまから議案書配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第6 選挙第3号 副議長の選挙について

○議長（花川大志君） 日程第6，選挙第3号，副議長選挙を行います。副議長選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法は投票が原則であります。全会一致の場合は指名推選でもできることとなっております。これにつきまして、御意見はありますか。12番，山野君。

○12番（山野豊久君） 投票により決定していただきたいと考えており、投票にしていきたいと思っております。

○議長（花川大志君） ただいま投票によるべきという発言がありましたが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、副議長選挙は投票により行うことに決定いたしました。

更にお諮りいたします。投票に入る前に、ここで休憩をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから休憩いたします。休憩は何時までとするかお諮りいたします。

〔「暫時でお願いいたします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 暫時という御意見がありましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、ただ今から暫時休憩に入ります。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから副議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖をいたします。事務局，議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（花川大志君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、3番原田秀史君と、4番小塚郁夫君を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（花川大志君） 念のために申し上げますが、投票は単記無記名をお願いいたします。

配付漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（花川大志君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票に入ります。それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（花川大志君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。3番原田君と、4番塚君は開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（花川大志君） 開票の結果を御報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

有効投票中

土田正雄君 11票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、土田正雄君が、副議長に当選と決定いたしました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。事務局、議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（花川大志君） ただいま副議長に当選されました、土田正雄君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によりまして当選告知をいたします。

土田正雄君、副議長当選の承諾並びに挨拶を演台でお願いいたします。

○副議長（土田正雄君） 先ほどは、副議長に選任していただきありがとうございました。1年間という限られた期間でございますが、議長を補佐しながら議会改革に努めたいと思っておりますのでどうぞ皆様方の御協力をお願いいたしまして、お礼の挨拶とします。ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

○議長（花川大志君） 議長、副議長の選挙の結果、議席の一部を変更する必要が生じたので、この際日程の追加及び変更をし、議席の一部変更を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、日程の追加及び変更を行い、議席の一部変更を行うことに決しました。ただいまから議案書配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第7 決定第2号 議席の一部変更について

○議長（花川大志君） 日程第7、決定第2号、議席の一部変更についてを議題といたします。

議席の決定は、会議規則第4条第1項の規定によって議長が定めることになっておりますので、これにしたがい、次のとおり変更いたします。

7番、川上淳司君、8番、土田正雄、9番、浅野毅君、11番、山野豊久君、12番、高岡一万君、10番、花川大志でございます。以上のように、それぞれ変更いたします。直ちに移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

○議長（花川大志君） 移動は、終わりましたか。

〔議席移動終了〕

○議長（花川大志君） お諮りいたします。議会運営委員会等開催のため、ここで11時まで、25分間程度休憩を行ないたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時35分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第8 決定第3号 議会運営委員会委員の指名について

○議長（花川大志君） 日程第8、決定第3号、議会運営委員会委員の指名についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議長が議会に諮って指名することになっております。

そこで、ただいまから事務局員に、欠員となっている、委員会委員の選任案を朗読、発表させます。議会事務局長。

○事務局長（奥村栄治君） 〔選任案について朗読・発表記載省略〕

○議長（花川大志君） 議会運営委員会委員の指名につきましては、ただいま事務局に朗読させましたとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、決定第3号、議会運営委員会委員の指名については、ただいま事務局が朗読したとおり選任することに決定いたしました。

また、総務文教常任委員会の正副委員長が互選により、変更されておりますので、この際事務局から報告させます。失礼いたします、大変申し訳ございません。

議案書を配付、ただいまからさせていただきます。議長、副議長の選挙の結果、議会運営委員会委員の指名をする必要が生じたので、この際日程の追加及び変更を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、日程の追加及び変更を行い、議会運営委員会委員の指名を行うことに決しました。

ただいまから議案書配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君） 大変失礼いたしました。議案書配付のもと、先程の議会運営委員会の諮問につきましては、再度、皆様にお諮りいたします。事務局から朗読させましたとおり、総務文教常任委員長

を議会運営委員会委員に選任するということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。更に、事務局から総務文教常任委員会の正副委員長が互選により、変更されておりますので、この際事務局から報告させます。議会事務局長。

**○事務局長（奥村栄治君）** 〔総務文教常任委員の正副委員長選任案について朗読・発表記載省略〕

**○議長（花川大志君）** 以上の報告のとおりでございます。

~~~~~

日程第9 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第39号 行政不服審査会委員の委嘱に同意を求めることについて

○議長（花川大志君） 日程第9、議案第38号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、議案第39号、行政不服審査会委員の委嘱に同意を求めることについてを一括議題といたします。執行部の提案理由を求めます。山野町長。

○町長（山野通彦君） それでは、議案第38号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります、山本裕三氏の任期が、本年8月31日をもって満了いたします。

新たに、矢掛町南山田2369番地、神田雅則氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付しております資料番号1を御覧いただきたいと存じます。経歴を簡単に紹介させていただきますと、神田氏は、昭和55年4月に岡山県庁に入庁され、備中県民局建設部副部長、新見地域事務所建設部長、高梁地域事務所建設部長を歴任されました。

就任後の任期は、本年9月1日から3年でございます。

なお、審査委員会の委員は、岸野憲二氏と妹尾吉高氏、神田氏を加えて3名になるということでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第39号、矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて提案理由を御説明申し上げます。

審査会委員であります、加藤友佳氏が平成31年3月31日をもって退任されたことに伴いまして、新たに、岡山市北区津高台3-2042-8、伊藤治彦氏にお願いしたく、矢掛町行政不服等審査会条例第4条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出し、同意を求めるものでございます。

委員の職務は、行政不服審査法の規定により、その権限に属する事項を処理し、並びに矢掛町情報公開条例及び矢掛町個人情報保護条例の規定による諮問に応じて審議し、答申するものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付しております資料番号2を御覧いただきたいと存じます。

今回お願いする伊藤氏につきましては、岡山商科大学法学部教授で、専門的な知識をお持ちの方でございます。任期は令和2年3月31日まででございます。

どうぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（花川大志君） 説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。これより討論を行います。

討論はありますか。(ありませんか。)

[なし]

○議長(花川大志君) 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第38号及び議案第39号は、原案のとおり同意することに決して、御異議はありますか。

[なし]

○議長(花川大志君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、議案第39号、行政不服審査会委員の委嘱に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第10 議案第40号 矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定

議案第41号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

**○議長(花川大志君)** 日程第10、議案第40号及び議案第41号の専決処分、承認案件を一括議題といたします。執行部の提案理由の説明を求めます。山野町長。

**○町長(山野通彦君)** それでは、議案第40号及び議案第41号の、専決処分の承認を求めることについて2件、一括して提案理由を御説明申し上げます。

両議案とも、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、この議会に報告し、承認を求めるところでございます。

なお、両議案は、先の3月議会、最終日に開かれました、全員協議会におきまして、本年度におきます税制改正の要点と、関係法令の施行後に、専決処分を行う予定であることの報告をさせていただいたところでございます。

まず、議案第40号、矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、地方税法等の改正に基づきまして、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置、住宅ローン控除の拡充、軽自動車税及びふるさと納税制度の見直し等でございます。

次に、議案第41号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定でございますが、地方税法等の改正に基づきまして、課税限度額及び軽減判定所得の見直しでございます。

以上が、条例改正に関します専決処分の承認を求めることについての提案理由でございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

**○議長(花川大志君)** 次に議案の説明を求めます。稲田町民課長。

**○町民課長(稲田由紀子君)** [議案第40号、議案第41号について説明記載省略]

**○議長(花川大志君)** 説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

[なし]

**○議長(花川大志君)** 質疑を終結いたします。これより討論を行います。

申し訳ありません。これは、説明でございました。

~~~~~

日程第11 報告第1号 平成30年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について

報告第2号 平成30年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について

○議長(花川大志君) 日程第11、報告第1号及び報告第2号の繰越案件を一括議題といたします。

執行部の提案理由の説明を求めます。山野町長。

○町長（山野通彦君） それでは、報告第1号及び報告第2号の、各会計の繰越についてでございますが、報告第1号の一般会計につきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、令和元年度へ予算を繰越し、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、この議会に提出し、報告させていただくものであり、報告第2号の公営企業会計につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、令和元年度へ予算を繰越し、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、この議会に提出し、報告させていただくものでございます。

まずは、報告第1号、平成30年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費についてでございますが、本年3月定例会におきまして、繰越しの決定をいただいております災害対策事業など17事業で、6億2,778万円を令和元年度へ繰越させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、報告第2号、平成30年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についてでございますが、今回、報告いたします繰越事業は、公共下水道災害復旧事業など4事業で、2億8,460万円を令和元年度へ繰越させていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（花川大志君） 次に議案の説明を求めます。奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） [報告第1号について説明記載省略]

○議長（花川大志君） 平井上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） [報告第2号について説明記載省略]

○議長（花川大志君） 説明が終わりました。御質疑はありますか。

[なし]

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。以上で報告第1号、平成30年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、報告第2号、平成30年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についての報告を終了いたします。

~~~~~

- 日程第12 議案第42号 岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第43号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第44号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第45号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第46号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第47号 矢掛町認定こども園条例の制定について
- 議案第48号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第49号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第50号 工事請負契約の締結について（新小林住宅建築工事の請負契約の締結）
- 議案第51号 工事請負契約の締結について（矢掛認定こども園施設整備工事の請負契

約の締結)

**○議長（花川大志君）** 日程第12, 議案第42号から議案第51号までを一括議題といたします。

執行部の提案理由の説明を求めます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第12, 議案第42号, 岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について提案理由を申し上げます。

本町が加入しております, 岡山市町村総合事務組合から, 東備農業共済事務組合, 勝英農業共済事務組合, 倉敷地区農業共済事務組合及び津山地区農業共済事務組合が脱退すること並びに八ヶ郷合同用水組合が加入することを承認すること及び組合規約の変更に係る協議がありましたので, 地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして, この議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては, 総務企画課長が説明いたしますので, よろしくお願いをいたします。

続きまして, 議案第43号から議案第47号につきましては, 提案理由を御説明申し上げます。議案第43号から議案第46号までにつきましては, 条例の一部改正に関するものであり, 議案第47号につきましては, 条例制定に関するものでございます。いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして, この議会に提出させていただきものでございます。

まず, 議案第43号, 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが, 今回の改正は, 国の制度改正に伴う改正でございまして, 地域型保育事業の連携施設の要件を緩和するものでございます。

詳細につきましては, 保健福祉課長が説明いたしますので, よろしくお願いをいたします。

次に, 議案第44号, 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが, 今回の改正は, 国の政令の改正に伴う改正でございまして, 災害援護資金の貸付に関する規定のうち, 保証人と償還方法に関する規定の追加改正でございます。

詳細につきましては, 保健福祉課長が説明いたしますので, よろしくお願いをいたします。

次に, 議案第45号, 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが, 今回の改正は, 放課後児童支援員の資格取得のための研修を政令指定都市でも実施可能となったことから, 条例の職員に関する規定を一部改正するものでございます。

詳細につきましては, 保健福祉課長が説明いたしますので, よろしくお願いをいたします。

次に, 議案第46号, 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが, 今回の改正は, 10月からの消費税引き上げにあわせて, 所得の低い方の介護保険料を軽減しようとするものでございます。

詳細につきましては, 保健福祉課長が説明いたしますので, よろしくお願いをいたします。

次に, 議案第47号, 矢掛町認定こども園設置条例の制定についてでございますが, この条例は, 令和2年4月1日に現在の矢掛保育園と町内4つの幼稚園をあわせまして, 新たに矢掛町立矢掛認定こども園を開設するために制定するものでございます。

詳細につきましては, 保健福祉課長が説明いたしますので, よろしくお願いをいたします。

続きまして, 議案第48号及び議案第49号の各会計の補正予算につきまして, 提案理由を御説明申し上げます。

なお, 各会計の補正予算につきましては, 地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして, 提出さ

せていただくものでございます。

まず、議案第48号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本年度の一般会計予算につきましては、当初予算型の編成を行っており、当初予算として議決いただいた83億5,000万円を、この1年間の基本的な事業規模として粛々と執行していく所存でございます。

そのため、予算の補正につきましては、事業内容、財源措置、緊急性を十分勘案し、真に必要なもののみ措置していく予定であります。

そういった方針のもと、今回の補正予算につきましては、緊急度の高いもの、国・県の補助事業に関連したものなど、必要最小限の補正を計上させていただいております。

主な内容といたしましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思っております。今回の補正額は6,300万円で、補正後の予算総額は、84億1,300万円となっております。

まず、民生費としては、10月からの消費増税に伴い、介護保険料について、低所得者に対する軽減措置が実施されることに関連した、介護保険特別会計への繰出金など、所要の予算措置を計上いたしております。

また、衛生費として、健康管理センターの運動器具に関し、利用者からの要望を踏まえ、老朽化した器具の更新のための費用を計上いたしております。

商工費としては、町の出資により本年度開設されました、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構に対し、機構で立案された本年度の事業計画に対する運営・事業両面での追加補助など、土木費としては、町道運動公園線の整備事業に関しまして、国への補助要望に対する内示を踏まえた増額調整を計上いたしております。

詳細につきましては、総務企画課長・課長代理が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。次に、議案第49号、令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ150万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、19億5,250万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、消費税の引き上げに伴います介護報酬改定及び低所得者の保険料軽減に伴う補正でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第50号及び議案第51号の工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

いずれも、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第50号、工事請負契約の締結についてでございますが、これは、新小林住宅建築工事の請負契約の締結について、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第51号 工事請負契約の締結についてでございますが、これは、矢掛認定こども園施設整備工事の請負契約の締結について、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

以上が、議案第42号から議案第51号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 次に議案の説明を求めます。奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第42号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第43号・第44号・第45号・第46号・第47号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） お諮りいたします。昼食の時間が迫ってきておりますが、このまま会議を続行したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。

よって、このまま会議を継続いたします。奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第48号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 河上総務企画課長代理。

○総務企画課長代理（河上昌弘君） 〔議案第48号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第49号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第50号・第51号について説明記載省略〕

~~~~~

○議長（花川大志君） 提案理由の説明及び議案の説明並びに報告が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を、明日6日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれにて散会とし、明日の午前9時30分から再開と決しました。昼食時間を多少経過しましたが、会議の続行に御協力いただき、まことにありがとうございました。それではこれをもって延会（散会）といたします。お疲れさまでした。

午後0時9分 散会

令和元年第2回矢掛町議会第2回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和元年6月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前11時54分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	川 上 淳 司	出	8	土 田 正 雄	出
9	浅 野 毅	出	10	花 川 大 志	出
11	山 野 豊 久	出	12	高 岡 一 万	欠



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	河 上 昌 弘
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸	矢 掛 寮 長	西 山 弘 之

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 一般質問 5番, 1番, 8番, 11番, 2番



午前9時30分 開会

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き御苦労さまです。ただいまの出席議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 5番, 1番, 8番, 11番, 2番

**○議長（花川大志君）** 日程第1, 一般質問を行います。今回の質問者は5名の方々に、既に一般質問一覧表のとおり通告されておりますので、その通告順に行います。

まず、5番石井信行君をお願いします。石井君。

**○5番（石井信行君）** 5番、日本共産党の石井信行です。発言通告にしたがって3つの点について質問をいたします。国民保険、国保の問題と災害対応の問題と、まちづくりの問題についてです。

1つ目、国民健康保険の問題です。昨年度から国民健康保険の財政運営は県の方へ移管をされました。標準税率が引き上げによる保険税のこの値上げが懸念されております。厚生労働省は今年の4月に国保税の改定を巡って2018年度、平成30年度は値下げをした自治体が多かったと発表しました。

しかし、2015年度分、平成27年度分から2018年度分、昨年度の30年度分までの調査結果を、年収400万円、4人家族、標準世帯のモデルで比較したところを、次のようなグラフになりました。これは、新聞赤旗の調べです。青は、値下げの自治体数です。数字を言いません、パーセンテージで5.8パーセント、7.4パーセント、6パーセント、21.3パーセント、と上がって、都道府県に移管によって、こう値下げが増えたんですが、今度は19年度はぐっと減っています。

それから、値上げをした自治体は20.4パーセント、21.5パーセント、15.5パーセント、それから30.6パーセント、それから、この2019年度は500自治体しかありませんが、39.4パーセントになっています。

私たち矢掛町の位置なんです、据え置きということで、15年度は73.8パーセント、71パーセント、78.5パーセント、48.1パーセントとこの都道府県下によって、据え置きがぐっと減っています、で、19年度は据え置きがちょっと増えていますが、ここでやっぱり心配されるのは、この値上げの自治体が、この移管によって、ぐっと増えて、更に増える傾向があるということなんです。この参議院選挙の後に値上げがあるんじゃないかっていうことでその辺のことを考えた自治体もかなりあるんじゃないかというふうに言われてます。

それで、参議院選挙後、都道府県を通じて、この据え置きや値下げに対するペナルティが課されるんじゃないかという恐れもあるということがマスコミなんかでも指摘されています。で、この私たちの矢掛町のこの国民健康保険の支払準備基金残高は、今、1億106万6,000円、これは昨年度、一昨年度の決算ですから、昨年9月に出された決算書に基づいていますが、保険給付の不足分を繰り入れる努力を、もう10年以上に渡って続けてきた結果はこういうふうには減ってきたわけですが、それで保険税を抑えて、ずっときたわけですが、かなり減ってきています。平等割や均等割というこの二重の課税のこの底上げによって高い保険税の大きな構造的な欠陥になっているんですが、これは他の保険にはないことです。この2つを廃止して1兆円の国費を投入して、国保税を今の半分にして欲しいというのが、町長自身も参加されていると思うんですが、全国知事会、全国市長会、全国町村会の要望でもあります。

我が町の町民課で教えていただいた数字なんです、矢掛町では昨年度と比べて、滞納などで短期保

険者証期限6か月の数が1人増えています。それから、期限2か月が14増えています。それから、資格証明書を持っている方が36から20へと16大きく減っています。国保税が払えなくて医者にかかれないうという人はいないのではないかとおもわれますが、10月以降の消費税の増税などと合わせると今後に大きな不安が残ります。不測の事態を考えて滞納者が増えたり、病院に行かれない人が出ないようにするためにも、今まで町民の負担を増やさないようにしてきた、町独自の努力と町民の健康維持増進活動、それを継続させるためにも、5億円を支払準備基金に積み増して、国保を、国民の、町民の命と健康を守る砦にすべきではないか、と考えます。3月議会では、同じことを質問でしました。会計が違うのでできないとの町長答弁でしたが、国保は全ての町民が必ずお世話になるものですから、特別会計への繰り入れ金として、積み増して、町民の命と健康を守る必要があるのではないかと。

再度、町長の英断を求めます。簡潔な答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 石井議員の、国保税についての御質問にお答えしたいと思いますが、そう簡潔にはいきません。この前3月に答弁した結果は同じであります、なかなか理解できていないというのが、考え方の違いがあるかというふうに思います。

まずですね、矢掛町が取り組んでいる基本姿勢、これがもう基本であります。この中の枠をはみ出たということになれば、それはもう無理なことでありまして、そこをちょっとお話ししたいと思います。

今、国の話もございましたが、この制度は国が作っておる。1番のポイントは制度設計が一番基本であります。国はですね、この社会保障制度、医療制度、年金制度、こういう制度を安定的に継続していくというのが基本の考え方であります。

その中で、この制度が成り立っておりまして、この制度を決めるにあたっては、この受益者関係、多くの方の審議会の中で諮問され、答申され、そして国会で議決されておる。議員の団体の方もこれに参加されてですね、その中で意見討論して決まった制度であります。

つまり、お互い行政はですね、今言われるように一年中、毎年、陳情合戦をしています。国も県も、医療団体、お互いの市町村もやっています。パーフェクトの制度というのは、国のサイドでありまして、それぞれ県に、医療機関等々になしては、不安があるということでもありますので、これは、毎年陳情が行われるというふうに思っていますしお互いもやっています。そこを、御理解いただく中でですね、一つの柱は制度設計、国がつくっている制度ということになりますと、決まった挙句にはですね、良く考えてます、国は。そういう中では、その制度の範囲の中でどれだけ努力していくかということが国民、行政の役割だろうというふうに思っておりますので、そこをまず申し上げておきたい。制度設計、これは国が決めているんですよということです。

2つ目はですね、これは、はっきり分かりますように保険給付費の増減です。これを決めるにあたっては、やはり医療費、この増減をよく見てください。全国のを見てください。そういうことを見られれば、もう誰が見られても医療費が高ければ負担はかかるというふうになります。何をを目指すのか、健康づくりです。私が1番就任して十何年になりますけど、最初から、この健康については、1番力を入れてきた。そして、今まで税を1円も上げずにですね、ここまでやって来た。それについては、本当に多くの人、町民の方もですね、一生懸命、健康作りをやった結果だろうというふうに思っております。その方針については、町長自身、議員以上にですね、その気持ちは変わりはありません。

この2点がですね、多く大局を見ればそういう制度だということをお知らせしておきたいと思っております。

そこです、不安な話をよくされます。参議院毎とか何とかいうのは、これは国の問題でありまして、本当に国がどうするのか分からない。しかしながら、どういう状態であろうと今の2つの方針の中で、できるだけですね、今の保険税を上げずにやっていける手法をしていくというのが、行政手腕だろうというふうに思っております。

そこです、お金の話しばかりしますけど、ちょっと、多少言いますと、この県の一本化をするにあたってはですね、長年に渡って国と県と市町村とかなりやりあった中であります。主にどっちかといえば市町村と国は、前向きでありました。県は消極でありました。それはなぜなのかと、今、言われるように、この財政の不安定化を、県へ持っていくという話しです。この話は、この基金の話が出ましたが、この制度だけちょっと説明しておきたいんですけど、財政安定基金。うちの問題ではなくてこれは国と県が十分してくれています。これは。ちょっと申し上げますとですね。財政の安定化のため、給付の増、保険料収納の不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補てん等行なう必要がないよう、ここですよ、一般財源からの財政補てん等行なう必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付、交付等行なうことが体制を整えておけるといっております。いざ、起きたときにはうちがする必要はなくて、県の対応はできてます。

それに対して、国の対応です。国はですね。この制度を作るにあたって、27年度に200億円、28年度に400億円、29年度には1,100億円、30年度は300億円。つまり、2,000億円の増税をして、これが合意に達したということですので、議員が言われる財源不足については十分対応できておるといふふうに理解していただければ、これも国レベルの問題でしっかり勉強してください。

それで、結局はそのためにも、先ほど私が言いましたように我が町で努力するというのは、やはり医療費、健康づくりをやっていて、健康寿命を延ばしていく、これが行政のやる、1番早期発見、早期治療というのがこれが大事だということを言っておきます。そして、今、先ほど言われることの具体的な繰り入れっていうのはどういうことかと言いますとですね、1つはペナルティ、俗に言う逆です。こういうことをやった市町村は、納付金などが高くなるという、そういう手法であって、それからもう1つは、早く全国で新聞が、今、最近でてますが、市町村によって差がものすごくある。これを、平準化、早くしようというのが国の考え方であり、県の立場でも高いところは、早く平準化してくれる、低いところは、そう簡単にはしませんよという幅があります。そこで、この間は県に委ねてありますので、岡山県の場合は期限をつけてませんが、いずれ標準化へ向かっていくと、そういう言われることをやっていくと、どんどん、どんどん早く平準化になってくる、矢掛町の場合は、かなり平準化されると高くなると私は思っています。そういう面では、今の状態を頑張っていくというのが最大の行為だというふうに思っていますので、町民の方にですね、一生懸命健康づくりの努力をしていただくように共にやっていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 5億円積み増してもらいたいということに対するお答えがありませんでした。結局、5億円は積み増さないというふうに、私は考えるんですが、ぜひ、これは平準化の問題が出てきて、今、町長言われたように、矢掛町も高くなっていったら、払えない人が出てきた時に、要するに医療難民がどっと出てくる可能性があるんで、それを元々その低所得者の方々へ重い国保税が乗っかってるわけですけど、今、国や県がいろんな財政手当てをする言うたけど、これは移行する間のある年限、限られた時間なんです。後は無いんですよ。それで、5億円積み増すのか、積み増さないのか、その点

だけを明確にお答えください。

**○議長（花川大志君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 今の答えの中で、大体の人は分かったと思いますけど、当然、前の回答と同じで5億円積むというのは、私の政策の中には入っていません。それはしないということです。

ちょっと考え方がですね、なんか住民の方でチラシをまかれて、こっちの基金へ積むお金を、ここへ積みゃーええんじゃねーかというようなことを書かれとるのを見ましたが、本末転倒でありまして、これはどこまでも特別会計の中です。どうやっていくか、というのがどこの市町村も同じことでありまして、今言ったように、町が5億円しなくても、十分その問題については対応ができておるというふうに思っていたらと思うふうに思います。

それとですね、ちょっと今そこへ、資料を出されてますけど、取り方がですね、今、2018年度に県一本化になって、値下げが上がって、次の年に減ったと、ここを分析されればですね、つまり、県は全国的にも統合するのに物凄い気遣いしたということです。そこは、インセンティブがいろいろあった、そういうことを最大限活用してですね、国の方も調整基金を積んでですね、対応したことによって、これが初年度が下がったと、数が減ったということなんです。そのあおりがその次になったらインセンティブが減ったのでですね。つまり、やれないということなんです。それで減ってきた、自然の原理でありましてですね、今度、翌年度また、2020年度みられれば分かるというふうに思いますが、それを説明した資料ではありません。当然ですね、これから、全国の医療費が出たり、それから関係者の協議の中で進んでくるというふうに思っております。それからですね、今、弱者対策については、国の方も非常に気遣いをしています。給付の場合もですね、一律には、なってません。今、当たり前の説明をしますけど中を分析してみられればですね、所得の有る人、無い人については、どの分野においても軽減措置をされています。

そこだけは、しっかり見ていただいてですね、話をしていただかないと、リストの率だけを見られると誤解される。国もですね、これだけの制度をすると持続するということになれば、低所得者には最大の配慮をしないと制度は続きません。

更に、公平な医療を受けるというのは当然でありますし、町としてもですね、そういう人へちっとやっていくことが義務でありますので、しっかりとやっていきますし、対応はしておりますし、今後もしっていくということでございます。誤解の無いようにお願いします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 結局、5億円は積み増さないということなんです。命と健康を守る砦をやっぱり、この矢掛町で作っていくってことが無いと、先々、やっぱ不安は残るということを指摘して、次、いきます。

2つ目の、豪雨災害の対策についてですが、この点で2つお尋ねします。1つ目は、もう既に、建設課、総務課の方でお答えをいただいたんですが、広域、高梁川の広域の災害対策会議に矢掛町が出てないというニュースを5月10日、11日でしたか、聞いたもんですから、その時に、ちょうどこれを書いていたもので、あら矢掛町は入っていないな、どういうことかなと、聞いたら、たまたまその日は、何か他のところと行事があつて、いつも矢掛町は参加しているんだということでしたので、簡単に矢掛町もそれに加わっていることを聞いたうえで、尚かつ、ちょっと言わしてもらいたいのは、この高梁川と小田川の関係、高梁川の新成羽川ダムの放流の問題と、高梁川の流量の傾斜の問題と、小田川の

傾斜，で，結局，高梁川の急激な水位の上昇によってバックウォーターが起こって，小田川が逆流し，その支流までが決壊したというのが，多くの識者の考えだと思うんです。それだから，ぜひその会議に出て欲しいということを，言おうとしたんですが，もう出られてるってということなので良んですが，私，このさまざまな要望があって，この共産党の県議とそれから倉敷市議と一緒に中央省庁の交渉に，災害対策についての交渉に行きました。それで，国交省も環境省もそれから，内閣府の災害対応の方も，とにかく，国はその医療費の減免だとか，中小企業のグループ補助だとか，それから，そういうものについては，地方自治体の御判断でどんどんあげてください，国は支援を惜しまないという姿勢をかなり見せてくださったので，いろんなことを伺うことができました。その中でも，余計，広域の目で広域の対策が必要だなということを感じたものですかこの項目をあげました。

今後の防災計画について，思っていたんですが，この地域防災計画も，これ，ちょろっと見たら，これも，大分前で26年度3月ですから，書き直さなければならぬんですが，私，ちょっと，ビックリした，矢掛町の備蓄状況ですが，ペットボトルの水500ミリリットル，132本と書いてあるんです。おい。どうしてこういう数字がでたんだろうかっていうふうに，それから，大人のおむつが10，子ども用のおむつが30，っていうふうな，2桁とか1桁とかいうようなこと，これがどこかで，書き直されてれば良んですが，そういうふうな，避難所の問題や幾つかのことで，やっぱりこう見落としがあるんじゃないかということで，見直しをしていただきたいということを指摘しておきたいと思います。

2つ目の，私有地の問題なんですが，農業用，農業用地の災害復旧は，農業基盤の確保と環境保全の観点からも，今，生産活動を続けている町民にとって欠かせない問題ではないかと思うんです。土砂崩れ復旧支援策の私有地であっても続けないと，もう耕作放棄しないとせざるを得ないということが，随分できています。この荒廃した田畑が，水保全の観点からも，観光の観点からも，マイナスにこそなれプラスになることは無いと思うんです。

ぜひ，諦めさせる行政ではなくて，ここでもやっぱり先が見えるというか，ちょっとやっていけるといふ，年を取っても，野菜を作ったり，近回りの農地は耕せるというふうな行政であってほしいということ，それをぜひ，町としても続けていって欲しいというお願いと質問です。

**○議長（花川大志君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 2点目の豪雨災害対応について，何か質問が，照準が合うような，合わんような情報が，26年の出されて質問するというようなことの見識と言いますか，その間にあらゆる行動を起こしています行政は，その動きだけは，キャッチしたなかで会話をしないと，あまりにもずれてくるという感じがしますので，今後そのへんの対応はよろしくお願ひしたいと思います。

1点目の，たまたまですね，1会議に出ることを挙げて，後から調べたらこうじゃったと言われる。良いチャンスですので，このこともお話したいというふうに思います。たぶん，質問されているのは，高梁川の防災会議ということの対応のなかでということですが，この会議はですね，正式に言えば高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ということでないかというふうに思います。ちょっとこの協議会について，御説明申しますと，これはですね，国土交通省岡山河川事務所ではですね，高梁川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え，隣接する市や県，国及びダム管理者等が連携・協力して，減災のための目標を共有し，ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し，社会全体で洪水に備える，水防災意識社会を再構築することを目的に，高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会を平成28年8月に設置されております。この対策協議会は，その前年の平成27年に

発生した関東・東北豪雨で鬼怒川の堤防が決壊したのを受けて設立されたもので、国や県、高梁川の国管理区間にある市町、つまり倉敷、総社、高梁、浅口、早島などで構成しておりました、昨年の豪雨災害を受けて、水系全体の防災体制を整えるため、昨年12月から県管理区間、つまり3市1町、井原、矢掛、新見などは新たに加わっております。つまり、この時点でこの組織にはもう入っております。そこをはっきりと言っておかないと、ちょっと勘違いがあるというふうに思います。

更にですね、大きく動きました、今、5月29日、先日でありますけども、今までは岡山県を事務局としておりました県内全市町村、国土交通省、気象庁などで構成する、岡山県大規模氾濫減災協議会を組織しておりましたが、昨年の豪雨を受けまして、国との連携を強化するため、その組織を解散し、今度は、国です。国・県が事務局となる県内の3河川水系などの協議会に統合・再編するということでございまして、今度は吉井川・旭川・高梁川それぞれに、大規模氾濫時の3つの対策協議会を組織する。矢掛町は、加入している高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会には、新たに笠岡市と里庄町が加入するということでございます。つまり、矢掛町はこの強固な組織のなかには、先ほど言いましたように加入しておるということをおし上げておきます。

そこですね、加入者の活動状況であります、そこから何をやったかということですが、この協議会では、平成30年7月豪雨で、住民の避難行動につながる情報伝達が課題となるため、自治体、公共交通機関、報道機関、河川管理者、道路管理者、ダム管理者、警察、気象台など関係機関が、災害時に取るべき対応項目を事前に時系列でまとめた防災行動計画、つまりタイムラインの策定に向けて、検討部会を設置するなど、関係する複数の関係機関が的確に行動できる仕組みを構築するなど協議を進めてきました。この過程の中の、1回を言われたんだらうというふうに思いますが、その結果がですね6月13日、高梁川流域タイムラインの完成式が行なわれる運びになりました。これが、できたことによって、これから町の防災計画を作るなかでもこれを活用したなかでやっていきたいというふうに思っております。

そして、私自身この会議へ出席しておまして、矢掛町が、今、県河川になっています。ぜひ、これをですね、国河川管理にして欲しいとか、そしてまた、災害の予算というものを国管理予算と同じように県管理予算にも付けて欲しいと、こういうことを強行をお願いをその場でしております。そしてまた、県にもですね、ちょっと遅れ気味というのが、町民や私もありますが、スピード感を持ってやって欲しいということを要望する場になっておることをお知らせしておけばというふうに思います。

そして、現実的には、この6月、今月ぐらいから、小田川の矢掛分の抜開とか土砂流出が本格的に動いてくるということを約束したところでございます。

それとですね、関連して、ホットニュースなんですけど、小田川の究極のハード事業、小田川付替え工事着工式が柳井原で行われます。それが、この近々にですね、その事業開始式が期待をされておるということでございます。これが、第1点目の回答とさせていただきます、第2点目の回答については個人財産となれば、災害であれば何でもできるということにはなりません。それぞれの制度の中で、職員も一生懸命頑張ってくれてですね、昨年、年度末、農地関係は全部済ましたということでございます。この中身についてはですね、課長が非常に詳しく対応したことでわかりますので、建設課長から、説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

**〇5番（石井信行君）** 議長。

**〇議長（花川大志君）** 石井議員、お待ちください。

○建設課長（渡邊孝一君） 議長。

○議長（花川大志君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、2点目でございます。農業用地の災害復旧についての御質問について、建設課より回答の方をさせていただきたいと思えます。

まず、農業用地は、先ほど町長もおっしゃいましたように、基本的に私有地でございます。したがって、農業用地の災害復旧事業は私有地に対するものであることを、まず御理解いただきたいというふうに思えます。矢掛町におけます平成30年7月豪雨災害による農業用地の災害復旧につきましては、激甚災害の指定を受け、通常の農地災害として適応できる災害復旧費が40万円以上の補助災害復旧に加えて、災害復旧費が13万円以上40万円未満の小災害復旧でも対応が可能となっております。

この災害復旧の採択条件には、先ほど申し上げました、災害復旧事業費、お金ですね、これに加えて、農地の傾斜や広さ、それから、耕作地の種別等の状況によりまして採択基準がございます。今回の災害で被災されました農業用地につきましては、要望のありました箇所につきまして、全て現地調査の方を行っております。補助災害復旧もしくは小災害復旧に該当するか否かの調査をいたしまして、調査の結果、いずれの災害復旧にも該当しない箇所でございますとか、負担金等々の問題により自主復旧を選択された農業用地の所有者の方もいらっしゃいます。

最終的には12件の補助災害復旧、2件の小災害復旧で対応をしたところでございます。農地災害の受益者の方は96名、対象面積は8.75ヘクタールでございました。

また、農業用地の復旧につきましては、先ほど町長も申されましたように平成31年3月末までに完了をいたしております。

今回の農業用地の災害復旧につきましては、町長のリーダーシップのもと最大限、町民の皆様の要望に応え、迅速な対応ができるよう、岡山県や熊本市からの農業土木専門職員の派遣を受けるなどあらゆる制度を利活用し早期に完了したものと自負しております。以上でございます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○5番（石井信行君） 建設課の方から随分お世話にはなっているんですが、まだまだ自費で泣き寝入りをした家があったり、もう諦めてやめたっていう家も結構多いということも付け加えておきます。それから、もう一つ付け加えておきたいのは、3月の議会、ここで言ったんですか、パネルを示して言ったんですが、この田鶴橋、中川地区の田鶴橋、中央橋から見てこの下流域が、流量断面が狭くなっているという、それを浚渫によって広げる。或いは、張りブロックをして、学校や商業地域のある所をきちっとしないと、また起こるよ、ということ、一住民が言っているということを1月25日の町民の説明会、ここであった時にも言いましたし、この議会でも言いましたし、この前の中川地区の説明会でも、いろんなことがでたんですが、そういう町民の声を聞くっていうのも、やっぱり必要だと思うんです。実際に出来上がったら、張りブロックしてます。今、浚渫もしてます。だから、一町民の声でも、30年、50年ずっと同じものを見てる人達っていう、川のほとりに住んでいる人達は、自分の命や生活が係っているわけですから、そういう人達の声もやっぱり聞きながらしていく、それを国や県に上げていくっていうこともぜひ必要だと、実際にいろんなことをしておられるということは今のお話しでもわかりますが、やっぱり町民の声も、もっとしっかり聞くということが必要だということを申し添えて、次の質問にうつります。

3つ目、まちづくりについてですが、まちづくりについては、4つお尋ねします。

1つ目、バートからの未返還金はどうなったのかということですが、バートってなあにって言うことをよく聞かれます。あちこちで。災害時のバイク隊による救援組織という触れ込みで矢掛町と10年契約を結んで矢掛商業高校の跡地に一般社団法人バートインターナショナルいうのを町が誘致したわけですが、昨年2月に契約解除になりました。このバートからの未返還金は、返ってきたのかということをお尋ねしました。3月議会でお尋ねしました。会いに行ったが、会えなかった。ということで、今後努力するということでしたが、どのような努力をしたのか、どのような法的処置を、いつしたのか、町長に簡潔にお答え願いたい。

2つ目、バートの問題ですが、ここにバートとの文書があるんですが、平成27年度矢掛町地域経済循環創造事業補助金額確定通知書というのが、町長から一般社団法人のバートインターナショナルの代表片山敬済っていうんですか、この人本名なのかなと思うんですが、その人に出された文書があります。その文書の補助金交付決定額は、いくらになつとるかな、かなり多いんですね、千、万、十万、百万、千万、5,000万ですかね。5,000万円で、1番がそうやって、実施報告その後、未確定額というのがあって、事業費5,417万9,000円。内訳、備品設備購入費5,417万9,000円、(防災アプリソフト代など)と書いてあります。で、この防災ソフトアプリなんですが、この以前はネット上で見る事が出来ました。バート結ってというアプリです。大水や土砂崩れなどに全く考慮せずに、現在地から最短コースで避難場所へ案内、ナビするというもので、実際には危なくて使えないと見た人から聞きました。このアプリは、昨年7月豪雨災害時にも使われなかった。町民にも知らせることもなかった。いうことを、3月の議会でも伺ったらそういう予算決算常任委員会ですらそういう話を聞きました。また、今ではこのアプリは、もう、ネット上から消えて無くなっています。この未確定額事業費5,417万9,000円というのは、どうなったのか。この5,000万円の補助金は、無駄になったんじゃないか。返してもらえないのか。ということをお尋ねし、総務企画課の方に答弁を求めます。

3つ目、指定管理者になった、矢掛屋の事業計画書と収支報告書及び暴力団排除条例に従う宣誓書の提出ってものを、私が3月議会の予算決算常任会で要求したんですが、提出しなかったのは、なぜか。その団体だけではなくその構成員についても、その、やっぱりキチンとしたものがなきゃいけないかと思っていますが、その点も副町長にお尋ねします。

4つ目、DMOという、一般社団法人の矢掛町観光交流推進機構ということについてお尋ねします。

3月議会で、矢掛屋がやかげ宿と同等の指定管理者になりました。今までは、矢掛屋はやかげ宿から再業務委託を受けて、宿泊施設と温浴別館を運営していました。テナント料金、宿泊費、食事代などやかげ宿にあげるという形をとっていました。矢掛屋が、やかげ宿と同格の指定管理者になったらどうなったのか、やかげ宿には指定管理料1,300万円、矢掛屋には指定管理料0円。でも、利益の2分の1を寄付として矢掛町にあげることになりました。寄付というのは任意のものです、他の事業と連結して利益を他へ回せば、矢掛町には1円も入ってこない。今まで、やかげ宿と矢掛屋を窓口にして町の予算をどんどん入れて、矢掛町にとってどれだけ利益になってきたのか、検証すべきだと正しても、「検証はできない。」って町長の答弁でした。注ぎ込んだ公の金は町外へ消えたってのほかはありません。一民間企業に対して、矢掛町の造った宿泊施設、温浴別館をただで使わせながら、利益の2分の1を寄付というのは、あまりにも至れり尽くせりではありませんか。

その上、今度は、新たに一般財団法人矢掛町観光交流推進機構というものを、矢掛商業高校跡地につくりました。町の職員が2人、出向という形で出ておられます。やかげ宿からも役員が来ています。早

速、3月の補正と一般会計で700万円これは既に決定したことです、今回の補正、運営補正予算、運営補助金と事業補助金で800万円、計1,500万円も注ぎ込まれようとしています。今までのやり方を、名前を替えただけでなりふり構わず突っ走るようですが、やかげ宿との違いは何なのか、事業は何をするのか簡潔な説明を求めます。以上お願いします。

**○議長（花川大志君）** 山縣副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** それでは、5番石井議員さんの質問4点ございますが。

まず、1点目、パートからの未償還金についての御質問ということで、町長にということでございますが、この案件につきましては、当時、私が総務企画課長してたということもございまして、町長の指示もあって、弁護士と協議をいたしておりました。その経緯もありまして、私の方からお答えをさせていただければと思います。

議員が、まずおっしゃられた返還金ということですが、現時点では、法的な債権、債務、というものはございませんので、それから言えば返還金という物は、現時点ではないということになります。

町からパートに対して、請求するということにつきましては、賃貸者契約を結んでおりましたので、この契約に基づく借地料ということで、毎月いただいております。これは、御承知のことと思います。御承知のとおり、議員さんもおっしゃいましたが、昨年、退去、撤去、撤退されたわけですが、退去されるまでの借地料というのは、未納はございませんで、いただいておりますので法的な債権は無いということになります。ただ、当初計画よりは、契約に基づく当初契約よりは、早期に退去されたということもありまして、残りの期間分、これを寄付という形でいただけないかということで、町長も代表とお話をさせていただきながら、努力をされていたところでございます。

この件につきましては、前回の一般質問でも町長の方から弁護士とも相談しながら進めているというふうに答弁をさせていただいておりますが、弁護士の判断といたしまして補助団体から寄付、それに類するものを受領するというのは好ましくない。請求、こちらが請求することについては、契約行為に基づく今回の借地料、そういうものを除いては請求できるものではないというふうな意見をいただいております。こうした弁護士からの意見を受けまして、契約行為に基づく借地料、これは滞納が無く納められている、こういうことから現時点では、請求とか、督促とか、できるものは無いというふうになります。

ちょっと、関連があるんですが、次の2点目、総務へということだったんですが、2点目の防災アプリの質問でございますが、今、議員さんおっしゃられましたように、これにつきましては、書類不備等もあって、補助金の確定を保留をいたしております。今、議員さんおっしゃられるとおりで、御承知のことと思いますが、この件につきましても、実は弁護士と相談をいたしておまして、補助金の減額確定であるとか、返還請求、こういった選択肢も含めて、今、弁護士と慎重に進めておるところでございます。いずれにしても、現時点、今をとらえますと、返還金というものは発生していないというところでございます。御理解をいただきたいと思います。

それから、3点目、ちょっと内容が全然違うんですけど、3点目で、3月議会の予算委員会で議員さんが要求された資料の訂正が無かったのは为什么呢。というお尋ねでございます。委員会、当日書類が出ているのかと、手続きが出来ているという旨を回答いたしております。この回答にいたしましても、提出を求められたんですが、提出については、委員長もそこまでは必要ないとおっしゃられております。回答を以て、了とされているので、提出まで必要ないということで、議事録にもそういう記載がござい

ます。この件につきましては、事務的な手続きであるとか、それから、委員会の運営、そういったこともあろうかと思しますので、できればこういう一般質問の一問一答ではなく、事務局含めて、私も要望があれば入りますので、協議等相談いただければと思います。よろしくお願いします。

次に、4点目、最初の通告とは内容が違うんですけど、今、やかげ宿、矢掛屋、以前やかげ宿に指定管理をして、やかげ宿が業務委託をしているということになります。矢掛屋の収入、施設としての矢掛屋の収入というのは、指定管理をしているのは、やかげ宿ですから全て一旦やかげ宿が収入します、そういうシステムになっておりますので、それを、今回すっきりと、やかげ宿は、町家交流館、矢掛屋については、株式会社矢掛屋、それよりの会社でできましたので、そういった指定管理のやり方を変えたということになります。収入的には、流れ的には、お金の動きは違うんですが、システム的には指定管理という形になります。質問については、通告にありましたのは、DMOとの違いということでございましたが、確かにDMO、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構、一般的通称的に、矢掛DMOと言っておりますが、それと株式会社やかげ宿、また、株式矢掛屋、これ全く別の法人でございます。特に、やかげ宿なんですけど、現在は、町家交流館を町が指定管理をしております、施設の管理運営いただいております。そのほかに、当然、株式会社ですので、物販、飲食、イベント、それからいろんな企画事業、そういったさまざまな自主事業をされております。株式会社としての動きです。一方、矢掛町観光交流推進機構、矢掛町が100パーセント出資、拠出した一般財団法人でございます。地域型DMOでございますが、なかなか表現難しいんですけど、矢掛町という一つの会社がある。いろんな事業者、株式会社やかげ宿であろうが、株式会社矢掛屋であろうが、店主であろうが、いろんな事業者が集まった一つの観光地という会社があります。その観光地という会社を運営していくリーダー、そういったものがDMOというイメージになるかと思えます。ちょっと、かえって分かりにくかったかもしれませんが、この後ですね、DMOにつきましては、他の議員からも質問が出ておりますので、担当課長からももう少し具体的な答弁があらうかと思えますが、そうした、観光まちづくり、観光地域づくり、そういったものを推進するという目的でDMOを設置しておりますことを御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君

**○5番（石井信行君）** 時間がどんどん経っております。申し訳ありませんが、先ほど言われたのは、書類は委員会の総意です。委員長が良いと言うから、それで済ましたということですが、実際に書類があるということなんですけど、ここに今、井原警察署長から町長宛てに、暴力団排除に関する調査についての照会のお答えを、今、持っていますが、シャンテ、それから矢掛屋、「5字削除」については、その該当しないという旨の回答があったようですが、事業計画によれば、まだ、何人か人間がおられるはずなんですけど、そういう人達の証明は、県の管理指定運用の手引きを見ると、構成メンバーもする必要だっということが書いてあるんですけど、その辺は、あるんですか。お尋ねです。

**○議長（花川大志君）** 石井議員、本件に関連することではあっても、個人の氏名等々の発言は、あらゆる蓋然性を議場の皆さんに与えますので、今後気を付けてください。よろしくお願いいたします。山縣副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 石井議員さんの、再質問ですが。指定管理の申請において添付書類ということで、暴力団排除条例に伴う宣誓書というのを会社からいただいております。これが、一応、必要書類になります。今、議員さんがおっしゃられた、何人かの県警に問い合わせる、これは内部的に取得したもの

であって、必須のものではありません。会社から出る宣誓書を以て、添付資料としては認めておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

**○5番（石井信行君）** 今のお答えだと、今さっき言ひました、井原署長からの書類でも事足りるといふことなのですが、公正、町長が必要と認める書類となっているので、町長が必要とされた、されるんじゃないかと思ひて聞いているんですが、必要ないんでしょうか。

**○議長（花川大志君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** ちょっと、お尋ねしたいんですけど、議員の狙いは何ですか。ある意味ではですね、今のは事務的手順です。手続きする時には、こういう書類が要ります、これを提出くださいと町長が求めるいふのは、町長はあらゆる書類について、そういう手順になっていますので、それで、今、言ひたいのは、本音のところの、聞けばですね、それらしきような感じを持った発言のようですが、何か確証を持って言っておられるのかどうなのか、その辺をちょっと聞きたいというふうに思ひますので、意図を教へてもらえればと思ひます。

**○5番（石井信行君）** 質問者は、私ですよ。

**○議長（花川大志君）** 今のは、反問ではございませんで、関連した質問だと、関連した答弁だと思ひてください。石井君。

**○5番（石井信行君）** もう、3回になりましたよね。3回になりましたので、私がここではっきりさせたいのは、矢掛の観光をどうしていくか。産業振興をどうしていくかということ考えた時に、やはり、地域全体、農業がやっぱり主である。

それから、矢掛の町筋の中小零細の商店街、そういう含めた中小零細の方々のバックアップも必要だしそういう全体の支えの中で、この商店街が成り立ってきたということ踏まえた上での産業政策を、これからも続けていくべきだし、特定の所へお金が流れていくような観光の在り方だけでは、この歴史に輝くところがつながって行って、いろんな所がなくなると、みんなの前に燦然と輝かないんだということ言ひて質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 続いて、1番、田中輝夫君お願ひします。田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 議席1番の田中輝夫でございます。それでは通告にしたがい、質問させていただきます。消防行政について3点の質問です。

まず、1点目、団員数と団員勧誘について消防団員の現状を見てみますと、少子化等の影響で、以前より減少傾向にあります。消防活動そのものは、火災から住民の生命、財産を守ることはもちろん、水害・地震などさまざまな災害時にも対応しています。

消防活動も地域のコミュニティ活動の柱であり、町づくりのための重要な役割を担っています。それを考えると減少問題は、地域消防の低下のみならず地域力の低下になります。団員定数に対して、現状の実団員数はどうなのか。また、町行政として団員勧誘はどのような方法で行っているのかお尋ねします。

2点目、機能別団員制度についてです。少子化による団員数の減少をカバーするため、現在、女性の方も消防団に加入され活躍されていることに敬意を表します。今年度も、町が各地区の自主防災組織の設立を推進しており、その組織の中には消防団員のOBが参加されると思ひますが、消防団員OBに特定の災害活動のみ参加するという機能別団員制度を導入する計画はないのかお尋ねします。

3点目、消火栓について、消火栓は火災時において初期消火の要であります。消火栓の設置の考え方

は国の基準によって設定されていると思いますが、消火栓の設置基準がどうなっているのか、現在の消火栓設置数を含めお尋ねします。

以上3点について、担当課長より説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 奥野総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 1番、田中議員さんの消防行政の御質問に、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の現在の消防団員の団員数の状況ということでございますが、定数610名で、それに対して、実団員数544名で、内6名が女性消防団員ということでございます。

全国的に消防団員数が減少しているという中で、団員数の減少は地域の防災力の低下にもつながってまいります。各分団、町内7分団それぞれの御苦勞もあろうかというふうに思いますが、各分団・各部の地域の実態に応じて団員確保・勧誘に努力をいただいております。町ではポスター掲示、チラシの配付、矢掛放送での団活動の紹介などによって団員確保に努めているというところでございます。

2点目の機能別団員制度の導入計画はどうかという御質問でございます。機能別消防団員ですが、全ての災害・訓練に出動する消防団員を基本としながら、これとは別に必要な消防団員の確保に苦慮している市町村がその実態に応じて選択できる制度ということで、一般的な消防団員とは異なる特定の活動や役割のみに参加する団員制度ということで、入団時に決めた特定の活動・役割、大規模災害（対応）等に参加する制度が、機能別団員制度ということになります。

例えば、消防職員のOB・消防団員のOBが機能別団員となって、大規模災害に限って、避難誘導や避難所の運営支援などの活動のみを行う、大規模災害団員や、事業所の従業員がその勤務に従事する時間に限り、消防団員として火災や災害が発生した場合の後方支援活動に携わる場合があります。

矢掛町の現状ですが、高齢化、団員確保などの課題はございますが、現在の消防団の体制によります消防団の活動の維持継続に支障が出るほどの状況ではないと、現段階では、機能別団員制度導入の予定はございません。

火災や大規模災害時に多様化・増加すると予想される役割全てを、消防団等の公的機関のみが行うのではなく、自主防災組織、防災士、防災ボランティア、事業所、社会福祉協議会等、防災に関する地域のさまざまな組織との適切な役割分担のもと連携協力して、さまざまな職種・職域の人々が一緒になって防災に取り組むという地域の防災力が求められております。

自治会や町内会で組織される自主防災組織の組織率、現在約43パーセントということで、まだまだ低い状況ということです。

消防団員の確保に加えまして、自主防災組織などの地域の防災に関する組織の活動強化と連携を進めることで、地域防災力全体の向上につなげていくことで、災害に強い地域づくりを進めることができます。

災害に強い地域づくりを進めるためには、消防団などの、公助だけに頼るのではなく、自助・共助と連携することによる相乗効果で地域の防災力は2倍にも3倍にもなるものでございます、地域の防災力の向上を進めることが最重要課題というふうに認識いたしているところでございます。

機能別消防団員制度の導入については、今後の消防団の状況を見ながら、団長以下本部役員、分団幹部等の意向を踏まえる中で、将来的な課題、消防団員確保の方策の一つとして進めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

3点目の消火栓の設置基準、現在の設置数の御質問でございます。消火栓は町が設置いたしておりますが、全体で630基を設置いたしております。

設置の基準ですが、消防法に基づきます、消防水利の基準では、消火栓や防火水槽などの人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利を含めた消防水利の配置の基準はございますが、消防法上での消火栓の設置基準というのはございません。消火栓の能力等の記述基準はございますけれども、設置の基準というのはございません。町独自で消火栓の設置基準を設けておりまして、消防法の消防水利の基準よりも厳しい設置基準といたしておりまして、矢掛市街地では数件の住宅が建つ地域から半径50メートル以内に1基、また、その他の地域では半径100メートル以内に1基の設置を基本に順次、整備を進めているというところでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○1番（田中輝夫君）** ありがとうございます。団員数については、現状では機能別団員制度を導入しなくても活動が維持できると、現状維持できると理解しました。

そこで再質問させていただきます。消火栓について、地域住民で皆さんがお参りする神社などは山の中腹等に位置している所が多いですが、民家から離れている場所が多く、付近に消火栓を設置している所は少ない。設置していないというふうに思っています。今後、神社の付近に消火栓を設置する計画はないのかお尋ねします。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 奥野総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 再質問にお答えいたします。神社付近への消火栓の設置計画ということでございますが、御指摘のように消火栓は初期消火に有効な消防水利ということで使用できるものでございます。

消火栓の設置は人命、町民の財産の保護を第一に、住宅を防火対象物の第一と考えまして、住宅の新築等の状況に応じまして、順次設置、整備を進めているというところでございます。

消火栓は、火災鎮圧のためには消防機械と共に不可欠でございます。また、火災鎮圧に有効な消防水利の一つということになります。神社等は山の中、御指摘のように山の中等の中腹など住宅から離れた場所に位置する場所が多いというふうに思われます。

このような防火対象物の消防水利といたしましては、付近に消火栓があればこれを使用することになりますが、池、川、沼等の自然水利を含めた水利を使った消火戦術を採ることになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○1番（田中輝夫君）** ありがとうございます。神社付近の消火栓の設置については、その場所を通っている水道管の経口によって、小さい管では設置できないというふうなこともあります。神社はその地区の財産でありますので、できるだけ近い所に設置するように今後検討していただければというふうに思います。

続きまして、通告にしたがい質問させていただきます。

学校関係やスポーツ施設等へのミストシャワーの設置についての質問です。近年は全国的な猛暑により、夏の期間はもとより、夏を迎える前から熱中症への注意と対策をしっかりと行わなければならないという状況です。

熱中症対策の1つの機材として、水道の蛇口にホースをつなぎ、水道水を微細な霧状にして噴射し、

水が蒸発する際に気化熱を吸収する効果を利用して、その周辺の気温を下げていくものにミストシャワーがあります。

先般、先月5月25日には、各町内各小学校で運動会がありました。その時も、大変暑い中、実施されました。三谷小学校の運動会に行かせてもらいますと、簡易型のミストシャワーが1基設置されておりました。町内全校に設置されているのかなというふうなことを聞いてみますと、まだ設置していない、たまたま三谷小学校には、1基設置したというふうなことを聞きました。そのミストシャワーが、児童はもちろん園児、それから地区の参加者も大変喜んで、暑いからそこを通過して涼をしていたというふうなこともあります。児童、学生が屋外で運動する時にミストシャワーがあると、クールダウン効果によって、少しでもエアコンの使用を抑えることで電気料の軽減効果も期待できます。ミストシャワーは簡単に設置できるので、今後、町内全学校やスポーツ施設等に導入すべきと思いますが、その導入計画はあるのか、担当課長より御回答願います。

**○議長（花川大志君）** 松嶋教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 1番、田中議員さんの2つ目の質問、学校・スポーツ施設等での暑さ対策についての質問に関してお答えをいたします。

皆さん御存知のように、近年は夏の猛暑・大雨・集中豪雨、冬は大雪と毎年のように異常気象が発生しており、その頻度、程度も大きくなってきています。

そして、それらは、我々の生活にも大きな影響を及ぼしているところでございます。中でも、特に夏の暑さは連日続くことが多く、学校で生活する児童・生徒への影響も大きいものとなっています。昨年度、岡山県教育庁から、市町村教育委員会に対して、熱中症事故の防止について、という通知により、対策を講ずるよう指示がありました。内容は、気温の高さに応じた運動指針の周知、こまめな水分・塩分の補給、十分な休息、絶えず子ども一人ひとりの状況把握を行うというもので、まず、学校現場では、これらの徹底により予防に万全を期すよう取り組んでおります。

ハード面では、平成26年度末には、小学校・中学校の全ての教室へのエアコン設置が完了し、空調環境整備に努めてまいりました。しかし、体育の授業では、プールにしろ、グラウンド、体育館にしろ、暑さをしのぐという点で非常に苦慮しており、新たな熱中症対策が必要とも考えております。

そこで、小学校においては、夏の暑さ対策、熱中症対策の一助として、当初予算で財源措置をし、ミストファンを各校1台ずつ導入する予定であります。現在、購入手続きを進めているところでございます。小学校への導入は、児童への熱中症対策だけでなく、体育館が、夏場の災害時の避難所となった場合に、暑さをしのぐことができるという点からも大きな意味があると考えています。

また、中学校においては、多くの町民が利用するB&G海洋センターと合わせて、昨年7月の豪雨災害時に国の経済産業省から提供を受けておりますスポットクーラー、これを4台をそれぞれ中学校、海洋センターと導入を考えております。

参考までに、ミストファンとは、議員さんがおっしゃったように、水を使い霧を噴射し、蒸発する際に周りから熱を奪って涼しくするもので、スポットクーラーとは、冷たい風が出る大型扇風機、又は移動可能なエアコンというふうにイメージしていただければと思います。

以上、質問に対するお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 回答ありがとうございました。

私としては、屋外ならミストシャワー、屋内ならミストファンが良いのかなど、効果的なのかなというふうに思っていますが、各学校関係やスポーツ施設の熱中症対策のため機材導入を計画しているとの回答をいただきました。これから、暑くなりますので、早期導入をよろしく願いまして、本日の私の質問は終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。ここで、15分程度休憩いたしたいと思えます。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩をいたします。休憩

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。次に7番、川上淳司君お願いいたします。川上君。

**○7番（川上淳司君）** 通告によりまして、質問させていただきます。

まず、最初に質問としましては、高妻山キャンプ場の7月から町民の有料化に伴いまして、現在の利用状況並びに管理の方法についてお尋ねします。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 妹尾産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 7番、川上議員さんの御質問、亀島キャンプ場の利用状況及び管理方法について、産業観光課からお答えいたします。

まず、亀島キャンプ場の利用状況について御説明いたします。亀島キャンプ場は、森林に親しみを深め健全なレクリエーションの場を確保し、もって地域農林業従事者の健康と福祉の増進を図ることを目的に、昭和62年の設置以来、現在まで、町内外から多くの方に御利用いただいております。

平成30年度実績ですが、利用者数2,534人、そのうち7割以上である1,865人が町外の利用者の方でございます。また、利用種別で見ると、キャンプが1,723人、デイキャンプが811人で、キャンプの利用がデイキャンプに比べ2倍以上の利用となっております。

平成27年度と平成30年度の利用者数を比較いたしますと、約3倍に増加しております。増加の主な要因でございますが、キャンプブームもございますが、平成28年度のトイレのリニューアルが、利用者数が急増した大きな起爆剤になったものと分析しております。平成28年度に、トイレの建替え工事により、水洗化・洋式化・照明のLED化・多目的トイレやベビーチェア等を整備し、利用者の利便性の向上を図っております。

また、キャンプ利用者に矢掛屋温浴別館、やかげ湯の華温泉入浴割引券を提供し、町内周遊による観光消費額の増加の取り組みも行っております。なお、利用率は約50パーセントです。

次に、管理方法について御説明いたします。亀島キャンプ場の管理については、年間を通じた草刈り等の維持管理業務、受水槽清掃業務、浄化槽管理業務等を委託により実施し、キャンプ場の快適な利用の確保に努めております。

更に、議員さん御指摘のとおり、今年度7月1日から料金改定となりますが、適切な管理運営を行うために、職員等により許可書等の提示確認を求める等の巡回を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○7番（川上淳司君）** ありがとうございます。今回の質問をなぜしたのかといいますと、当然、7月の有料化に伴います部分で質問したのですが、今まで利用された方から、「申請もなく利用しているよ。」ということ、御指摘を頂きました。そのために、いろいろな方からの御意見をお伺いしたところ、もう少し改善していくべきではないのかということを感じましたので今回質問させていただきました。先ほどの御回答のように利用者の公平性が保たれているのなら、今後、利用者も満足されて使われることだろうと思います。

また、ボルダリングの聖地として有名になっておりますので、今後、亀島のキャンプ場の観光価値は大きくなることだと思いますので、整備と共に安全で気持ちよく利用していただける工夫をお願いしてこの項の質問を終わります。

続きまして、第2項目の質問に移らせていただきます。次の質問は教育課に対してです。小学校において、以前から要望しております遠隔授業システムの導入について、まだ導入されていないように思いますが、町内の複式学級が増えている現状を踏まえ、小学校の統合はしないと断言されているところですので、当然のシステムだと思います。教育課のお考えをお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（花川大志君）** 松嶋教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 7番、川上議員さんからの、2つ目の質問、小学校の遠隔授業システムの導入の状況についての御質問に関しまして、教育課からお答えいたします。

平成29年6月議会で質問をいただき、その後の経過を踏まえての御質問であろうかと思います。遠隔授業システムは、ICT、情報通信技術を活用し、複数の拠点をネットワークで結び、離れていても同じ場所で学習をするのと同じような環境を実現するシステムです。大人数で授業を受ける機会が少ない、また、離島・へき地など近くに交流できる学校がない小規模校での導入に効果があると言われております。小規模校が多い矢掛町では、学校同士の交流という点では合同授業の実施で対応しております。3年生以上の学年に対して、国語、英語、体育、音楽などの教科を中心に合同授業を実施しており、他にも、ある程度の規模の集団の中で社会性を養うべく、海の学習、修学旅行も合同で行っております。それに加えて、昨年度からは、5年生を対象に、スポーツ選手や指導者の派遣を受け、JFAこころのプロジェクト、夢の教室を開催しております。矢掛小学校以外は2校ずつ合同で行い、仲間の大切さ、夢を持つことの素晴らしさを、夢先生から教えてもらう事業です。

遠隔授業システムについての研究も行っており、昨年度、教育委員会では、山口県萩市の小学校で遠隔合同授業について視察を行い、実際に授業を見てまいりました。導入の成果としては、大人数での授業が可能、表現力の育成、学習意欲の向上、人間関係づくりというところが挙げられます。

逆に課題としては、準備・打ち合わせの煩雑さ、システム上発生する音声聞き取りにくいなどの不備、テレビ越しであるが故の一体感の希薄さ、人数が多すぎると適さない、などがございました。

また、導入コスト、ランニングコストが多額である、システムを使いこなせる人的資質の問題といった点が課題となります。幸いにも、矢掛町内の小学校は、それぞれが比較的短時間で行き来できる距離であり、直接、顔を合わせ、触れあえる、生きた合同授業の実施が可能であります。よって、遠隔授業システムではなく、現行の合同授業をより工夫を加えて実施していくという方針でいきたいと考えております。もちろん、遠隔授業システムについても、子どもたちに、真に良い教育環境を与えることを目標に今後も研究していきたいと考えておりますので、御理解の程よろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○7番（川上淳司君）** 教育課長，ありがとうございます。現状をお聞きしまして，良くわかっておりますし，合同事業の大切さもわかりますが，人が移動するというのに不便を感じるというのはやっぱり事実だと思っております。今，現状のネット社会の現状からしましても，やっぱり早めの遠隔授業システムが引き込まれるっていうか，導入されることを望みますけども，費用対効果の面では相当大変なことだと思っておりますので，またそこらへんも，町長の方で御無理がなければひとつよろしく願いますと願いましたしてこの項の質問を終わります。

次の項の，3項目に移らせていただきます。前回は今年の豪雨災害での質問をさせていただきましたが，今回は町内の防災の関係で，防災士が何名かいらっしゃるからお聞きしました。現在の資格を持たれている方の人数及び年齢，各地区の割合についてお尋ねします。また，実際の必要人数についてもお聞かせ願えれば幸いです。総務企画課長，よろしく願います。

**○議長（花川大志君）** 奥野総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** それでは，川上議員さんの防災士の御質問に，お答えさせていただきます。はじめに防災士について，多少説明させていただきたいと思えます。防災士と申しますのは，自助，共助，協働，を原則として，社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され，そのための十分な意識と一定の知識，技能を修得したことをNPO法人日本防災士機構が認証した人ということで，こちら民間資格ということになります。

日本防災士機構によりますと，防災士の認証登録者数は，本年4月末現在で，全国17万3,611名という方が防災士として認証されております。岡山県内では2,516人で，町内の防災士の状況ですが，町では平成26年から資格取得経費を補助いたしておりまして，補助を受けて資格取得をした方は13人，その内女性が，お2人いらっしゃるということで，地域別では美川がお1人，三谷が5人，山田5人，川面が1人，中川が1人というふうになっております。年齢では，40代が，お2人，50代2人，60代が6人，70代が3人ということで，平均年齢は61.8歳ということになっております。

今後の増員計画・必要人員は，という御質問でございますが，町では，資格取得を推進いたしておりまして，更に多くの方の資格取得を進めてまいりたいというふうに思っております。防災士の資格は民間資格ということで，防災士資格の取得によります特定の権利が得られるとか，行動が義務づけられるとかいうことではありません。あくまでも自発的な防災ボランティア活動を行うということでございます。しかし，防災士の社会的評価と期待というものは急速に高まっております。防災士は，このような社会の信頼性を背景に，志と使命感をもって活動することが期待がされているところでございます。

そこで，防災士に期待される役割とは何かということでございますが，まず，第1に平常時の活動ということで，まず自分と家族を守るために，我が家の耐震補強，家具の固定，備蓄などを進めます。自助ですね。これを親戚であるとか，友人，知人に広めていくと共に，地域・職場での防災啓発，訓練を実施していきます。誰かが積極的に声を掛けなければ，人は動きません。防災士は，まず自分が動き，周囲を動かすよう努めてまいります。必要に応じて，防災講演，災害図上訓練，避難所訓練等のリーダー役を果たすと共に，自主防災組織や消防団の活動にも積極的に参加することが期待されております。

次に，災害時の活動といたしまして，自分が被災したら，その場，その場で自分の身を守り，避難誘導，初期消火，救出救助活動等に当たったり，自分の地域の被災者支援，地域の自主防災活動のリーダー

一的役割への期待があります。

また、被災地支援として、被災地へ赴いて、避難や復旧・復興に係るボランティア活動あるいは物資の調達・運搬等の各種の支援活動に参加し、時には重機を使ったガレキ処理等専門技術を活かした活動も期待されているところでございます。

防災士は、自助、共助、協働、これを原則といたしまして、特定の権利が得られる、もしくは行動が義務づけられるといったことではありません。地域の防災力の向上に大きな力を発揮するということから、町では資格の取得促進を進めておりまして、資格取得に必要な経費約6万円ということですが、こちらの補助を行っております。地域のリーダーとしての活躍を期待しておりまして、増員を進めてまいりたいと考えています。ぜひ資格取得を御検討いただきたいというふうに思っております。

また、町内の自主防災会では会員の防災士資格の取得を推進し地域の防災力を向上を進めている自主防災会がございます。これは私の地元の城江、山田の城江自主防災会、こちらの方には現在5人の防災士がおります。会の中で取得の促進を進めておりまして、昨年の豪雨災害時にも、地区内、後背地にあります山が土砂崩れ、土石流があったということで、地区内に土石流が流れ込んだということで、自主避難所として地域の公会堂へも避難を呼びかけておりました。ちょうど里山田の小学校へ行くにも、道々川がかなり危険な状態だということで、行くところがないなという中で、一時避難所として開設したということもございました。現在、8年前から活動はしておりまして、毎年、何らかの訓練を今すすめているという状況で、先日、この日曜日ですが、6月2日には、訓練を行いまして、梅雨時期を控えてのということでございまして、昨年の災害の振り返り、そして、避難訓練、実際に消防署にも御協力いただいて、町内を回って避難を開始してくださいということで、公会堂の方に集まっていたいて、そこで炊出しの訓練、それから防災講演ということで防災士の方にも指導的な立場の中でハザードマップ作りとかいうことも行ないました。災害に備えて、災害の色々な段階で各個人での避難情報が出た時には、どういう行動をとればいいのか、それから自主防災組織とすれば、どの段階でどういう活動をするのかということの確認作業を行ったということもございました。という中で、防災士につきましても中心的なリーダー役を果たしていただいたということでございます。

自主防災組織の組織率はまだ低いという状況ではございます。防災士の活動、自主防災組織の結成など、ぜひ、各地域で地域の防災力をどう高めていくかというお話し合いをしていただきたいというふうに思っております。自分の地域は自分で守る、自分達の地域は自分達の力で守るという、自助、共助での災害への対応を地域の皆さんで、ぜひお考えいただきたいというふう思いますのでよろしくお願ひします。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○7番（川上淳司君）** 総務企画課長、大変いろいろなお話をありがとうございました。本当に、なってみないと分からない、なった時にどうするのかというのが1番困ることだと思います。

今後、各地域のリーダーとしての役割を明確にされ、防災士の組織整備を行っていただくようお願いするとともに、防災士の皆さんのお力になれるような御協力を町の方としてもしていただいて、その御協力をお願いしまして今回の質問を終わります。以上で終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 次に9番、浅野毅君お願いします。浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** 議席番号9番、浅野でございます。よろしくお願ひします。

本日は2点、1つは、クラウドファンディングと観光振興について、もう1つが、地域包括支援セン

ターについてを質問させていただきます。

1 番目、クラウドファンディングと観光について話しをさせていただきます。まず、クラウドファンディングについて簡単に説明をいたします。これは、新しい資金調達の方法と理解しておりまして、平成23年、2011年に購入型のクラウドファンディングの会社ですが、READYFORという会社と、CAMPFIREというのが1番に立ち上がったのが始まりだそうです。クラウドファンディングは、群衆、クラウドと、資金調達というファンディングの組み合わせの造語であり、つまり一般から資金の調達をする形態であるということでございます。クラウドファンディングは資金提供者に対するリターン、見返りの形態により大きく分けて3つのタイプがあるそうでございます。

1つは、寄付型、これは金銭的リターンのないもの。それから、投資型、金銭的リターンがあるもの。それと、もう1つが購入型、これはプロジェクトが提供する何らかの権利や物品を購入することで支援を行うものということでございます。日本では、購入型クラウドファンディングの企業数が多く認知度もあり、ここでは購入型で話しを進めさせていただきます。

これは例ですが、5月28日現時点での、これこそインターネットの情報でございますが、主なプロジェクトの内、あと一押しプロジェクトを3件挙げますと、1つは“伝統工芸に宿る日本の思いやりの心を動画で多くの人に伝えたい”というプロジェクトですが、これが後の3日間で67万5,000円集まっておりまして、達成率67パーセント、これ、後3日ですからどうなっているかちょっと分かりませんが、それから2番目、“南陽市の遊休地を再生！葡萄名産地で本格ワイン作りを目指す！”，これが231万円、3日残して集まっております。これが、達成率64パーセント、これもどうなったかちょっと見てませんが、ございます。それで最後に、“今年で20年。皆様への感謝と危機。子ども達を大阪城ホールへ！”これが195万8,000円集まっておりまして、達成率97パーセントということ、後3日ということですから、これは、ほぼ達成したんでしょう、ということでございますが。

そこで、質問事項のクラウドファンディングと観光の話に戻しますと、矢掛の歴史遺産をクラウドファンディングにより資金調達を行うとですね、いろんな文化遺産が、矢掛にはあります。その中で、5つほどちょっと、紹介方々、クラウドファンディングでやればどうかという話しを、ちょっとさせていただきます。

まず、今の若い方は、御存知ないかも知れませんが、昔から、有楽座というのがありまして、これは、昭和、大正、明治ぐらいの方ですかね、私も記憶があるんですが、映画や、歌舞伎やいろんなことをやりました、有楽座というのがありますが、そういう今では内子座とか、金毘羅さまに、金毘羅にもありますが、そういう昔の歌舞伎座ですね、これを再生したらどうなるかというようなことで、やりますとですね。これは、その設計図さえ今はもう無いんだそうです。いろいろ調べましたら、だからどのような設計図であったのか調査するための調査費というようなことで、クラウドファンディングやると、良いかなという想定でございますが、そういうことはどうかというようなことで、あと1つは、捧澤寺、これは鷲峯山で、焼けましたいいますか、今は門しか残っておりませんが、これは、中国地方では相当な勢力のある、大きなお寺だったようです、で、これが、どれ位の規模であったか調査及び検証するいうふうなクラウドファンディングをたてたらどうか、金額的には100万とか200万くらいかなと見積もりをしておりますが、例えばそういうもの。

それから、毎戸遺跡、これは、発掘したり、いろんなことで駅家があるということ、これはもう有名なことでございますが、これの、駅家の場所の案内版を作成する。前から色んな話しがあったようで

すが中々まだ、案内板もできてないんで、これは30万位あれば出来るんかなと、こういうものをクラウドファンディングでやれば、これはもう達成率が早いかなと思っております。

それと、下道氏墓域、これは吉備の真備の一族のお墓ですが、これも発掘すれば、いろんなところが出て来るかなという思いがありまして、これも発掘調査費としてこれはいくらかかるか分かりませんが、そういうものをクラウドファンディングでやればいいかなと、それからもう一つ、面白いのは吉備大臣入唐絵巻、これはボストン美術館より里帰りさすための調査費、費用等々、これはボストン美術館に本物があるんですが、東京にもあるようです。それから、矢掛の美術館にも、コピーがございしますが、本物を持って帰ると、矢掛に関係がありますので、その調査費にどのくらいかかるんだ、そういうことでクラウドファンディングを立ち上げますとですね、これのメリットいいですか、資金調達だけではなく、インターネットによるため全国及び世界に向けて、矢掛を発信できるという効果抜群でございます。費用はいりません。主体が民間団体が多いが、行政が行ういわゆるガバメントクラウドファンディングも多くあり使い勝手が良いと聞いておりますが、見解を問います。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 松嶋教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 9番、浅野議員さんの御質問、クラウドファンディングと観光振興について、内容が歴史遺産の顕彰ということですので教育課の方でお答えをさせていただきます。

顕彰の手段として、クラウドファンディングを活用するとの御提案です。クラウドファンディングとは、不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に、財源の提供や協力などを行うというものでございます。最近では、瀬戸内市が、備前刀の最高峰である国宝山鳥毛の購入のためにクラウドファンディングを活用して資金集めを行っているという例、また、身近なところでは、昨年西日本豪雨で被災した矢掛高校の生徒のために、NPO法人カタリバが、スクールバス運行サポートを行ったという実例がございします。趣旨に賛同し、力になりたいという人からの協力を得るには、早く、広範囲からの資金提供が期待できるものだと思います。

議員さんがおっしゃられる、有楽座、捧澤寺、毎戸遺跡、下道氏墓域、入唐絵巻など、他にも矢掛町には、国・県・町指定の文化財や、それ以外の文化遺産も多くございします。それらを、資料や掲示物等を整備して、観光振興につなげていくために、クラウドファンディングを活用するのも有効な手段の一つであるとは思いますが。

しかし、数ある文化財等を、一律同等に扱うのは適切でない場合もあると思ひますし、ある程度、知名度の高いもので、協力をいただける人の数が多く見込まれるものを対象にする必要があると思ひます。

すぐに、この手法を用いるかどうかは別として、クラウドファンディングの有効性を見極め、また、実施主体は町がふさわしいのかどうか等を含めて研究していく必要があると思ひます。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** いろいろ御答弁ありがとうございました。これはもう、非常に良い制度だと思いますし、ぜひ進めていただきたいというのか、いろんなボランティア団体とか、個人とか、関連施設、誰がやっても良いもんですから、そういうことを考えて矢掛町の宣伝になればなという、一つの提案でございました。

それで、申し訳ないんですけど、産業観光課長さん、関連があつて、もし良かったら、一言でも。観

光に関係がありますので、御答弁願えればよろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 妹尾産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** はい。それでは、御指名でございますので、浅野議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。クラウドファンディングという手法につきましては、より具体的で、目的が明確になり、そして、その目的の達成が図り易い時に、よく使われる手法と考えております。町内の災害復興の際にも、ある事業者が使われたという例がありまして、短期間のうちに目的達成のために、もう、直ぐ実現されたということを知っております。矢掛町が実際にクラウドファンディングであるのが適当かどうかというのは、先ほど松嶋課長の御答弁にもありましたが、やはり、目的とそれから手法といったことを総合的に判断した上で活用していくというのでは有効な手法と考えております。以上、簡単ではございますが御答弁とさせていただきます。以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** ありがとうございます。この最後のあれなんですけど、やはり文化財を生かした観光振興ということで、そういう思いでお話しさせていただきまして、観光課長さんの方にも質問させていただいてありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。

引き続きまして、2番目の、地域包括支援センターについての質問をさせていただきます。同センターは、平成18年4月開設いたしまして、爾来、介護予防マネジメント、あるいは総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメントを主に業務として行ってこられました。町民にとって、非常に重要なポジションではございます。

そこで、具体的にどのような業務内容を行っているのか、また住民との関わり合いの中でどのような課題があるのかお教え願います。

また、近隣自治体で権利擁護センターを設置しているところもありますが、当町ではどのように考えておられるのか、お教え願います。以上です。

**○議長（花川大志君）** 小川保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 9番、浅野議員さんの2点目の御質問にお答えいたします。

地域包括支援センターは、先ほど議員さんおっしゃいましたが、平成18年度の介護保険制度改正時に全国の市町村に設置をされました。

目的といたしましては、介護保険法の第115条の3第1項にございますが、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、地域住民の保健医療の向上と福祉の推進を包括的に支援する地域の中核機関ということでございます。

矢掛町におきましても、平成18年4月に保健福祉課に設置しております。具体的な業務内容ということでございますが、これも議員さんが御質問にございましたが、包括的支援事業としての介護予防マネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業及び指定介護予防支援として予防給付対象者のサービス計画を作成いたします。

また、介護予防事業といたしまして、介護予防把握事業、介護予防に関する普及啓発、介護予防活動のためのボランティアの育成や、地域活動を行う組織の育成支援などがございます。

現在実施中の具体的な事業といたしましては、町民のボランティアによりまして、高齢者の話し相手やゴミ出しなどを行う訪問ボランティア事業や、高齢者の外出や介護予防活動を支援する地域ミニデイサービス事業の実施と、これらの対象者のケアプランの作成、長楽園やリハヴィラポルソなどで実施して

おりますお達者教室や、各地区公民館で実施しております介護予防教室などの、企画、実施と指導者の育成、広報啓発活動、また、総合相談窓口として主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士を配置しております、高齢に伴う困りごとや、虐待や認知症などの相談窓口であると共に介護保険のサービス利用のための相談窓口ともなっております。

また、権利擁護事業として、町民後見人の育成や活動のサポート、成年後見制度の利用に係る手続きの支援などを行っております。

また、認知症対策としては、認知症初期集中支援チームの設置による、初期の段階での集中的な対応を行うほか、認知症患者の行方不明防止対策として、小型GPS内蔵靴購入補助や、行方不明事案発生時の捜索メール登録事業などを行っております。介護給付や予防給付が適切に行われるように、ケアプランの検証や高齢者の課題解決のための地域ケア会議の開催なども行っております。

以上のように、地域で暮らす高齢者の抱えるさまざまな課題に対応するために、医療機関や介護事業所、社会福祉協議会や、地区の社会福祉協議会などの関係団体と連携をいたしまして、困りごとを抱える高齢者の早期発見、早期対応に取り組んでおります。

次に、住民との関わり合いの中での課題ということでございますが、認知症を始めといたします高齢者の抱える悩みごとや相談は、早期発見、早期対応が解決のカギになりますので、まずは、町民の皆様、地域包括支援センターを知っていただくこと、身近で、気軽に相談できる場所であることを知っていただくことが課題でもあり、一番必要なことだと考えております。

次に、権利擁護センターについての御質問でございますが、権利擁護センターと申しますのは、認知症や障害などで財産管理や日常生活に支障がある方の法的地位の安定を図ることを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づきまして設置されるものでございます。

近隣の状況でございますが、笠岡市と里庄町は、かさおか権利擁護センターとして笠岡市の社会福祉協議会に共同で設置しております。浅口市は、あさくち権利擁護推進センターとして浅口市の社会福祉協議会に設置されております。井原市と矢掛町については未設置でございます。

なお、県内ですが、共同設置を含めて13の市町に9つの権利擁護センターが設置されておまして、その内7つの権利擁護センターは、各市町から委託という形で社会福祉協議会に設置をされております。残り2つについては、市の直営が1、NPO法人への委託が1となっております。

矢掛町におきましては、成年後見制度の利用につきましては、高齢者は地域包括支援センターで、障害者は、福祉推進係で相談や支援を行っております。現在の利用者の数は約30名でございます、この内13名の方が町民後見人を利用されております。矢掛町での権利擁護センターの設置につきましては、現在のところ、弁護士などの専門家を交えた会議で、その必要性や業務の内容について、検討を進めているところでございますので、よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** ありがとうございます。非常に包括支援センター、多岐に渡る仕事で、本当に敬服しておまして御苦労さまでございます。

私自身でございますが、なかなか掌握できてなくて、いろいろお聞きしました。ありがとうございます。

それから、その中で一つ、ちょっと、ひっかかったのは、お伺いしたいんですけど、権利擁護事業として、町民後見人の育成やサポートというのがありますが、これは、今、被後見人が30名で、13人

の町民後見人ということですよ。それが、今後ますます重要と言いますか、多くなると思いますので、その辺りの対応はどうかということと、町民後見人という言葉、市民後見人っていう、細かいことですけど、どう違うのか、この2つをすみません。よろしくお願いします。

**○議長（花川大志君）** 小川保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 権利擁護事業の成年後見制度利用者の増に対応するということですね。国の推計によりますとですね、もっともっと多い人数が矢掛町にも制度的にはいらっしゃるということで、益々これからは、町民後見人を増やしていく必要があると思います。町民後見人と申しますのは、いわゆる市民後見人というふうに言われておりますので、そのへんも同じ意味合いでございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** いろいろありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 次に、2番、高月敏文君、お願いします。高月君。

**○2番（高月敏文君）** 議席2番、高月でございます。通告にしたがい質問させていただきます。今回は2点、健康やかげ21・食育推進計画についてと、矢掛町の観光計画についてお伺いしたいと思います。

1点目の、健康やかげ21・食育推進計画について、これは、塩分を控え、しっかり動き、伸ばせ心と体の健康寿命をスローガンに個人、家族、地域、行政の役割、取り組みを明確にすることにより、町全体で健康づくりと食育を推進している健康やかげ21・食育推進計画ですが、今回、追補版として、特に自殺対策についてまとめた内容、健康やかげ21・食育推進計画と併せ自殺対策を含めた心の健康づくりを推進していくとありますが、自殺対策を含め健康づくりの計画の検証、評価の解析を伺いたいと思います。計画の検証、評価の内容として、ストレスが多いと感じている人の割合、睡眠が十分取れている人の割合等上げられて、これのパーセンテージ等の変化を解析し、これを指標とされていますが、これの評価を伺いたい。

また、今回、地域包括を含めた大人のひきこもりの、矢掛町はどのような状態なのかということも併せて、保健福祉課長さんの御答弁をお伺いしたいと思います。

**○議長（花川大志君）** 小川保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 2番、高月議員さんの1点目の御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、自殺対策を含む健康づくり計画の検証・評価の解析ということでございますが、今回追補版として出しました自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づきまして、新たに計画を策定いたしましたものでございまして、その位置付けを健康やかげ21・食育推進計画の、こころの健康の部門に加えたものでございます。

平成24年から28年の5年間での矢掛町での自殺者数は11名でございまして、交通事故死よりも多い数となっております。その背景には、失業や職場環境、病気や生活苦などがございます。

対策といたしましては、専門相談窓口の設置、相談支援体制の整備などがございまして、計画では、こころの健康づくりとして睡眠の重要性の周知やストレス解消法の情報提供、相談窓口の紹介などを行うことにしております。

なお、自殺対策計画の検証についてでございますが、健康やかげ21・食育推進計画の見直しと同時に実施する予定でございます。この計画期間が、平成28年度から令和2年度までの5年間となっております。今年度アンケート調査を実施いたしまして、実態を把握いたしまして、来年度、健康やかげ

21・食育推進委員会の場で検証・評価をする予定となっております。

現在の目標値はストレスを多いと感じている人の割合が現状値27年ですが、男性が63.5パーセントを目標値55パーセント、女性が78.4パーセントを70パーセントに、睡眠が十分取れている人の割合を27年現在で58.8パーセントを70パーセントに、女性が47.4パーセントを55パーセントにしようとしております。自殺者の数については、減少を目標にしております。

次に、2点目の御質問の、大人の引きこもりの現状ということでございますが、保健福祉課でひきこもりとして把握しておりますのは、電話や窓口で相談を受けたケースや地域からの情報によるものなど6件でございます。

なお、ひきこもりの定義でございますが、厚生労働省によりますと、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせずに、6か月以上続けて家庭にとどまり続けている状態とのものでございまして、ひきこもり状態となるきっかけは成績の低下や、受験の失敗、職場への不適應、障害や病気などさまざまなきっかけがございますので、それぞれの状態により御本人に合わせた対応が必要になります。

健康やかけ21・食育推進計画では、ひきこもりも、こころの健康づくりとして捉えまして、家庭や地域、行政とが連携しながら、睡眠やストレス解消、相談窓口の紹介などを行っております。以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 高月君。

**○2番（高月敏文君）** 御答弁ありがとうございました。自殺、ひきこもりの背景は、失業、職場環境、病気、生活苦などがあり、それぞれの状態により御本人に合わせた対応が必要となると思います。家庭や地域、行政が連携しながら、こまめな対応をお願いしたいと思います。

ここで、最近50代前後のひきこもりとか、ひきこもり高齢者80代の親が見ている8050問題や7040問題等があると思いますが、このような状態を矢掛町はどのように受け止めているのか、そして、この状態は矢掛町はどのような内容なのか保健福祉課の御答弁をお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 小川保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 再質問にお答えします。8050問題、また、7040問題ということで、8050問題と申しますのは、1980年代に10代から20代であった引きこもりの子どもが、40歳から50歳になりまして、親も70歳から80歳になってしまったことに起因する問題でございまして、引きこもりの50代の子どもが、親の介護サービス利用を拒否したり、他人とのかかわりを持たずに、ゴミ屋敷の問題につながったり、また、自殺につながったりというものがございます。

また、これと別にですね、今、言われた7040問題というのはですね、引きこもりの子どもが自立をしないうちに親が定年を迎えてしまったことによって、収入が減って生活困窮する問題でございまして、双方には深い関係がございまして。

ひきこもりに限らず、親が高齢となって、その子どもが社会的に自立できておらず、いま現在から将来にわたって生活に不安を抱える御家庭ということで捉えますと、保健福祉課で、現在対応しておりますケースは34件ございます。お子さんの年齢も、20代から70代まで幅広い範囲となっております。それぞれのケースに応じまして、保健福祉課の職員、保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が相談に応じて必要な支援を行っております。以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 高月君。

**○2番（高月敏文君）** 御答弁ありがとうございました。引きこもりの状況とこれからの課題が理解できたように思います。

次の質問に移りたいと思います。次に矢掛町の観光計画についてお聞きしたいと思います。今年4月1日に官民が連携し観光事業に取り組む、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構が発足しました。矢掛町はどのようにこの組織を活用していくのか、今後の計画をお聞きしたいと思います。産業観光課長の御答弁をお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 妹尾産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 2番、高月議員さんの矢掛町の観光計画についての御質問について、産業観光課からお答えします。

まず、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構は、矢掛町が100パーセント出資して4月1日に設立したもので、矢掛町の地域DMOです。

DMOとは、地域の稼ぐ力と地域への誇りと愛着を醸成する観光地の経営の視点で観光地域づくりを行う組織で、多様な関係者と協働し、コンセプトに基づいた戦略の策定、PDCAサイクルの確立と効果的なプロモーションを行い、観光客の誘客を確実に実施する調整機能を有する法人です。

やかげDMOには、観光業から集客交流産業への推進を担っていただき、町民が自分たちの暮らす矢掛の良さを再認識し、資源やコミュニティが豊富で、住み続けたいまちであると確信を持つことや、地元の商店街等の担い手がしっかり稼ぐことができ、後継者が育っていくなどの観光地づくりに期待しております。

具体的には、観光地経営の観点から、マーケティングを行い、データを数値化し、データに基づく観光戦略の展開による本町における集客交流産業の発展に寄与していただきたいと考えております。

町内の観光業者と町内の飲食店と連携して、DMOが初めて企画した、やかげのホタル観賞のプレミアムツアー2019は、2日で約50名の参加があり、大変好評を博したと伺っております。

今後、オリンピックの開催、道の駅の開設を控え、一般財団法人としての民間事業者の手法により、DMOを核として、各種団体及び組織とそれぞれの連携が図られることによる、新たな事業や雇用の創出や地域内経済の活性化と交流人口及び定住人口の拡大、また、インバウンド需要の拡大といった効果が期待されるところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが、このまま会議を続行したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よってこのまま会議を続行いたします。高月君。

**○2番（高月敏文君）** 御答弁ありがとうございました。

一般財団法人として民間事業者の手法により、DMOを核として、各主団体及び組織との連携が図られることによる、新たな事業や雇用の創出及び地域内経済の活性化と、交流人口及び定住人口の拡大等を、矢掛町の発展に効果を期待し、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構を矢掛町が大いに期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 通告のありました方々からの、一般質問は全て終了いたしました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、明日6日木曜日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日6日木曜日の午前9時30分から再開することに決しましたので、御参集をお願いいたします。御苦労さまでした。

午前11時54分 散会

令和元年第2回矢掛町議会第2回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和元年6月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午前 9時46分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	川 上 淳 司	出	8	土 田 正 雄	出
9	浅 野 毅	出	10	花 川 大 志	出
11	山 野 豊 久	出	12	高 岡 一 万	欠



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	河 上 昌 弘
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸	矢 掛 寮 長	西 山 弘 之

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する
 条例制定）

- 議案第 4 1 号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 日程第 2 議案第 4 2 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 3 議案第 4 3 号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 4 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 5 号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 6 号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 7 号 矢掛町認定こども園条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 8 号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 4 9 号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 5 0 号 工事請負契約の締結について（新小林住宅建築工事の請負契約の締結）
- 議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について（矢掛認定こども園施設整備工事の請負契約の締結）
- 日程第 6 選挙第 4 号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回矢掛町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりでございます。

~~~~~

日程第1 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

○議長（花川大志君） 日程第1、議案第40号及び議案第41号を一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第40号及び議案第41号は、それぞれ原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）は、それぞれ原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

日程第2 議案第42号 岡山市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山市市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（花川大志君） 日程第2、議案第42号を議題といたします。

これも説明が終わっております。直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号、岡山市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山市市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決

決定いたしました。

~~~~~

日程第3 議案第43号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第44号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第45号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第46号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第47号 矢掛町認定こども園条例の制定について

○議長（花川大志君） 日程第1, 議案第43号から議案第47号までを一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第43号から議案第47号までは、所管の常任委員会である産業福祉常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第44号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第45号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第46号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号、矢掛町認定こども園条例の制定については、所管の常任委員会である産業福祉常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第4 議案第48号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

議案第49号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第4, 議案第48号及び議案第49号を一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号及び議案第49号は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第48号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について、議案第49号、令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第50号 工事請負契約の締結について（新小林住宅建築工事の請負契約の締結）

議案第51号 工事請負契約の締結について（矢掛認定こども園施設整備工事の請負契約の締結）

○議長（花川大志君） 日程第5，議案第50号及び議案第51号を一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので，直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第50号及び議案第51号は，原案のとおり決することに，御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって，議案第50号，工事請負契約の締結について（新小林住宅建築工事の請負契約の締結），議案第51号，工事請負契約の締結について（矢掛認定こども園施設整備工事の請負契約の締結）は，原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。

ただいま，岡山県後期高齢者医療広域連合議会より，立候補者が定員を超えたため，岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の町村議会における選挙についての依頼が提出されました。

これを日程に追加し，直ちに議題とすることに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって，これを日程に追加し，直ちに議題とすることに決しました。

ここで議案書配付のため，暫時休憩をしたいと思います。休憩。

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第6 選挙第4号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（花川大志君） 日程第6，選挙第4号，岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。この選挙は，岡山県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項の規定により各町村議会において選挙するものとなっております。同条第4項の規定によって，岡山県内全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなりますので，会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告の内，当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

お諮りします。選挙結果の報告は，会議規則第33条の規定にかかわらず，有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって，選挙結果の報告は，会議規則第33条の規定にかかわらず，有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は、投票で行います。事務局、議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（花川大志君） ただいまの出席議員は11名であります。次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、議席番号1番、田中輝夫君と、議席番号2番、高月敏文君を指名いたします。

候補者一覧を配付します。事務局お願いいたします。

〔候補者一覧配付〕

○議長（花川大志君） 候補者一覧の配付漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付させます。事務局お願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（花川大志君） 配付漏れありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 配付漏れなしと認めます。念のため申し上げますが、投票は、単記無記名でお願いいたします。お手許にお配りいたしました候補者一覧をもとに、投票用紙に候補者1名の氏名のみを記載願います。

投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（花川大志君） ただいまから投票に入ります。それでは、1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（花川大志君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより、開票を行います。1番田中君と、2番高月君は開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（花川大志君） 開票の結果を御報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

有効投票のうち

船越健一君 9票

西中純一君 1票

黒田員米君 1票

以上のおりであります。

ただいまの選挙結果を、岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第8条の規定によって、岡山県後期高齢者医療広域連合議員選挙の選挙長に報告いたします。事務局、議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（花川大志君） お諮りいたします。議事進行の都合上、本日はこの程度にとどめて散会とし、12日水曜日に再開したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、12日水曜日に再開することに決しました。

次に、常任委員会の開催についてお知らせいたします。明日、7日金曜日、午前9時30分から、産業福祉常任委員会が、また、10日月曜日、午前9時30分から予算決算常任委員会が、いずれも全員協議会室において開催されますので、関係者の皆さんには、御出席をお願いいたします。

それでは本日は、これをもって散会といたします。皆さんお疲れさまでした。

午前9時46分 散会

令和元年第2回矢掛町議会第2回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和元年6月12日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （閉会） 午前10時50分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	川 上 淳 司	出	8	土 田 正 雄	出
9	浅 野 毅	出	10	花 川 大 志	出
11	山 野 豊 久	出	12	高 岡 一 万	欠



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	河 上 昌 弘
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸	矢 掛 寮 長	西 山 弘 之

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第43号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める
 条例の一部を改正する条例制定について

- 委員長報告 議案第44号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 委員長報告 議案第45号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 委員長報告 議案第46号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 委員長報告 議案第47号 矢掛町認定こども園条例の制定について
- 委員長報告 議案第48号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について
- 委員長報告 議案第49号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第2 委員長報告 議案第52号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について
- 委員長報告 議案第53号 業務委託契約の締結について（矢掛町防災情報配信システム
整備業務委託契約の締結）
- 委員長報告 議案第54号 公有財産の取得について
- 日程第3 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** おはようございます。6日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第43号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 委員長報告 議案第44号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 委員長報告 議案第45号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 委員長報告 議案第46号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 委員長報告 議案第47号 矢掛町認定こども園条例の制定について
- 委員長報告 議案第48号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について
- 委員長報告 議案第49号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（花川大志君） 日程第1、議案第43号から議案第49号までを一括議題とし、委員長報告を行います。

本件は、去る6日の本会議において各委員会に審査付託された案件であり、その審査も終了しておりますので、付託されたそれぞれの常任委員会委員長から審査概要を報告していただきます。

それでは、まず、産業福祉常任委員長土田正雄君お願いいたします。

○議長（花川大志君） 土田産業福祉常任委員長。

○8番（土田正雄君） それでは、命によりまして、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る6日の本会議におきまして、付託を受けました議案第43号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第44号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第45号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第46号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号、矢掛町認定こども園条例の制定についての審査のため、6月7日、全委員出席のもと、産業福祉常任委員会を開催し、副町長以下幹部職員の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に審査をいたしました。審査方法につきましては、議案第43号から議案順に審議いたしました。

詳細な内容につきましては、ここでの説明は省略させていただき、概要報告のみさせていただきます。まず、議案第43号につきましては、町内の事業所の状況についての質問があり、回答及び説明を受け、全会一致で了といたしました。

次に、議案第44号については、保証人と各施設の状況等についての質問があり、回答及び説明を受け、全会一致で了としました。

次に、議案第45号については、支援員・指導員の人数、報酬等についての質問があり、回答及び説

明を受け、全会一致で了といたしました。

次に、議案第46号については、保険料軽減についての質問があり、回答及び説明を受け、全会一致で了といたしました。

次に、議案第47号については、こども園の施設の配置・利用定員・入園の判断等についての質問があり、回答及び説明を受け、全会一致で了といたしました。

審査結果といたしまして、内容に関して、特段異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了とした次第であります。

以上が、産業福祉常任委員会に付託された案件の審査概要であります。

補足すべき事項は、他の委員さんをお願いして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君） 次に、予算決算常任委員長浅野毅君お願いいたします。浅野予算決算常任委員長。

○9番（浅野 毅君） それでは、命によりまして、予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第48号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について、議案第49号、令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審査のため、去る10日に、委員会を開催し、町長以下、幹部職員の出席のもと、追加資料も提出され、慎重に審議いたしました。

審議の過程では、さまざまな質疑・応答が行われました。詳細な内容につきましては、ここでの説明は省略させていただき、概要のみの報告とさせていただきます。

まず、議案第48号の質疑では、児童相談支援員、経営管理意向調査、DMOの周知について、観光に関しての税からの検証・費用対効果、DMO登録事業の状況について、質疑・応答がありました。

審査結果といたしまして、内容に関して、特段異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了とした次第であります。

次に、議案第49号につきましては、保険料の第1段階についてと、歳入の財源についての質疑・応答がありました。

審査結果といたしまして、内容に関して、特段異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了とした次第であります。

以上が、予算決算常任委員会に付託された案件の審査概要であります。

補足すべき事項は、他の委員さんをお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君） それぞれ常任委員長から、付託案件の審査報告がありました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。なお、委員長報告はいずれも原案を可とするものとなっておりますので、これに反対の立場の討論から進めたいと思います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第43号から議案第49号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第44号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第45号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第46号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号、矢掛町認定こども園設置条例の制定について、議案第48号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について、議案第49号、令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、それぞれ原案のとおり可決決定されました。

○議長（花川大志君） お諮りいたします。ただいま、町長より、補正予算・業務委託契約の締結・公有財産の取得についての追加上程がありましたので、議会運営委員会開催のため、暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。

ここでお知らせいたします。この後、9時50分から、議会運営委員会を開催いたしますので、議員の皆様は、委員会室へ御参集ください。休憩

〔暫時休憩〕

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、町長より、議案第52号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について、議案第53号、業務委託契約の締結について（矢掛町防災情報配信システム整備業務委託契約の締結）、議案第54号、公有財産の取得についての追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

ここで議案配付のため、暫時休憩をいたします。休憩。

〔議案配付〕

~~~~~

日程第2 委員長報告 議案第52号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について
委員長報告 議案第53号 業務委託契約の締結について（矢掛町防災情報配信システム整備業務委託契約の締結）
委員長報告 議案第54号 公有財産の取得について

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2、議案第52号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について、議案第53号、業務委託契約の締結について（矢掛町防災情報配信システム整備業務委託契約の締結）、議案第54号、公有財産の取得についてを議題と

いたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。山野町長。

○町長（山野通彦君） 日程第2，それでは，議案第52号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

これは，地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。今回の追加補正は，昨年のもう豪雨災害に関連し，災害関連死と判定されました町民1名への災害弔慰金の支給に関する計上を行うものでございます。補正額としましては，250万円の増額で，補正後の予算総額は，84億1,550万円となります。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第53号，業務委託契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。これは，地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

これにつきましては，矢掛町防災情報配信システム整備業務委託契約の締結について，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第54号，公有財産の取得について提案理由を御説明申し上げます。町並みを活かした賑わい創出の用に供するため，建物を取得したいので，地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものであります。

詳細につきましては，産業観光課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

○議長（花川大志君） 町長からの，提案理由の説明が終わりました。

次に，議案の説明を求めます。奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第52号，議案第53号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 妹尾産業観光課長

○産業観光課長（妹尾一正君） 〔議案第54号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 議案の説明が終わりました。ただいまから質疑に入ります。御質疑はありますか。5番，石井君。

○5番（石井信行君） 5番，石井です。予算決算常任委員会でもお尋ねした件なんです，観光課の方から出された観光客数やそのほかの数値が挙がっていましたが，それらを参照しつつも，実際に，町にどれだけの町民税と固定資産税が挙がって，町自体が豊かになっているのかという資料がなければ，この賑わいのまちづくりの，その，どういうんですかね，波及効果，あるいは，その町自体が，どういうふうに進んでいっているのかという証明になるものが，何も無い。それにもかかわらず，次々に次々に，こう増やしていくということは，これから先いったい矢掛町はどうなっていくんだろうかという不安があるのではないかと，このことでお尋ねしました。そうしたら，DMOの「申請の時に仮申請は一応出した。」と言われたのかな，だけど，その，町のそういう財政的なもの，町民税や固定資産税などのそういう資料がなければ，国としては中々認められないんじゃないかということ，町長言われました。そういうことがあるにもかかわらず，尚且つ，こういうふうに進んでいくというのは，大変，将来に禍根を残すことになってはいけないという思いから，そういうことをしないで次に進んでいくのがいいのかというお尋ねです。

○議長（花川大志君） お伺いいたします。石井議員、これは議案第54号、公有財産の取得についての質疑でございますか。

○5番（石井信行君） はい。

○議長（花川大志君） それでは執行部の方から答弁を求めます。ただし、ここで行う質疑は議案に対する質問でございますので、執行部、その辺りを汲み取っていただきまして、できる範囲でお願いいたします。山縣副町長。

○副町長（山縣幸洋君） 石井議員さんの御質問なんですけど、先日の予算決算常任委員会の時の御質問で、議案とは直接関係がないと思うんですけども、税資料については、税情報についてはそういうことに使うためのものではありませんし、そういうことを取得して数字を出すものではございません。

それから、税情報がDMOの予備登録の案件ではございません。そういった回答はしていないんですけどKPIとして入込客数とか、そういった日帰り客、宿泊客の1人当たりの消費額であるとか、そういったKPIはございますが、税ということはありません。以上です。

○議長（花川大志君） 本件質問については、特に議案そのものに関連するものではございませんでしたが、大きな意味で関係があると思ひ質問を許し答弁を許しました。その他質疑ございますか。浅野君。

○9番（浅野 毅君） 議案第54号について賛成の立場からお尋ね一ついたします。非常に賑わいのまちをやることについて、矢掛町はいいんですが、欠けてるところがいっぱいある中で、こういう取得は、全体はいいことだとは思いますが、一つお聞きしたいのは建物を購入ということで出ておりますが、土地はどういうふうになっているのか、それをお聞かせください。

○議長（花川大志君） 山縣副町長。

○副町長（山縣幸洋君） 浅野議員さんの御質問で土地ということですが、建物自体が今回700万円以上で議決案件でございます。今、仮契約という状況でございます。土地につきましては、議決案件ではございませんが、建物についてのもので同じように仮契約させていただいております。購入の仮契約で、仮契約をさせていただいております。

○議長（花川大志君） 他に御質疑はありませんか。田中君。

○1番（田中輝夫君） 議案第52号について質問させていただきます。災害弔慰金の支給状況につきましては災害死亡の場合は500万円、それに関連する場合は250万円だと思いますが、今回の場合は災害死亡に該当せずに関連だけという形なのでしょうか。教えてください。

○議長（花川大志君） 山野町長。

○町長（山野通彦君） 今の御質問の件は、500万は本人です。御家族の方ですので250万ということでございます。

○議長（花川大志君） 他に御質疑はございませんか。石井君。

○5番（石井信行君） 議案第53号の業務委託契約の締結についての、説明のところの説明図、矢掛町防災情報配信システムのイメージ図のところなんですけど、情報配信者、矢掛町役場となっております。で、その矢掛町役場から緊急メール、情報配信メール、いろんな件数が書かれていますが、ここで、どういう組織が、どういう情報を流すのかという計画については説明がなかったように思うんですが、そういう組織、それから配信される情報の中身についてもう少し詳しく教えてください。

○議長（花川大志君） 奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 情報配信システムですけれども、町の方から発信してまいりますので

いろいろな情報、1つは気象情報とかもあると思いますし、それから、避難情報、避難準備情報、避難勧告というふうな情報を配信してまいりますし、それから防災情報だけではなく、そのほかの利用も可能ということで町からの緊急のお知らせとか、そういうことにも対応が可能ということで、組織といいますか、いろいろなところからの情報も配信できますので、配信するのは町ということになります。

それから、その中身についてですが、先ほど申しました避難情報でありますとか、お知らせにも利用ができるということになります。

○議長（花川大志君） 石井君。

○5番（石井信行君） もう1度お尋ねします。昨年の豪雨災害の時にB&Gに逃げてた人たちに何の情報もなく困ったということだったんですが、逃げてる途中でも、水の中をとにかく一直線に走ったとか、水の心配をしながらということが、いろんな情報でも命からがらとにかくたどり着いたら情報が何もないということなんですが、具体的には避難経路や、川の決壊とか、それからどこが、今、浸水状態にあるとか、いうふうなそういう情報は配信システムで得られますか。お尋ねです。

○議長（花川大志君） 本件はハード整備の業務契約と解しますが、執行部、答弁ができるのならば答弁をお願いします。山野町長。

○町長（山野通彦君） この計上につきましてはですね、昨年の災害を含めてやらなければならない、必要なものとして提案させていただいております。今、どこが発信するのかと、今、課長の説明は幅広く説明していました。災害という質問をされているならば、災害対策本部です。発信元は。と同時に、例えば交通であろうと、いろいろなところで発信する。もともと発信地は町だという意味であります。

中身についてはですね、例えば、災害であれば、いろんな情報が来た中でできるだけですね、手元に入った情報を住民に知らせる。内容を発信するというので、これと、これというものではありません。災害が起きた状態の中でやっていくんですけど、基本的なところは、今まで何回も情報提供はしているというふうに思いますから、今具体的なことを言っておられることが、何が起きるかわからない。そういうものがどこから情報が入ってきて、それが集約できたものをできるだけ、住民の方へ発信していくということでございますので、その現場が、起きた状況が、どうやって把握できるかということでございます。

このシステムの1番の狙いは、特に高齢者とか中々情報が入らなかったということが大きな問題と、同時に、最大限活用して情報発信していくということでございます。

今の時点で災害を予測した中で、これとこれとというのでは無しに、入った情報は軽くまとめましてですね、役に立つ情報を的確に発信していくということでございます。

○議長（花川大志君） その他質疑はございませんか。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。5番、石井君。

○5番（石井信行君） 今、2点にわたってお尋ねした、第53号、委託契約の締結、それから、公有財産の取得について、54号両方について、反対討論をしたいと思います。

1つ目、53号については、今、町長の答弁がありましたが、昨年の災害の中では、ほとんど6日の夜、7日の朝にかけての町民への情報というのはほとんどありませんでした。私は避難指示もなかったと思っており、メールをずっと見ましたが。避難指示が何時に発信されたのかはつきりしません。わかりません。町へ問い合わせても答えは得られなかったし、それで情報を発信すると言いながら、なんで、そういうことになっていなかったのかということの検証が無いんじゃないかという思いから、私

は、こういうふうなことにお金をかけるということは予算で決まっているのですが、もう少し災害対策本部のどの部門でどういうことをするのかということを、細かな組織的な対応策を作ったうえでこういうものに取り掛かるべきじゃないかという意味で、時期尚早という意味で、私はこの提案には反対です。

2つ目、公有財産の取得についても先ほど質問で言いましたように、町がこれから発展していく、観光でも発展していった欲しいと思うんですが、今のやり方で本当に町に人が増えた、落とすお金が増えたというようなことを資料で言われましたが、しかし、実態は本当にそうなのか、今ある商店街の人たちは、もろ手を挙げて歓迎しているのか、ということを見ると、やはりもう少し考えるべきではないか、検証していくべきではないか、という意味で私はこの提案には反対です。以上です。

○議長（花川大志君） その他討論はございませんか。7番，川上君。

○7番（川上淳司君） 反対討論を行いたいと思います。53号につきまして先ほどのお話がありました。基本的な部分としまして、初めてのことだったので何ともならない。というのは町の答弁になると思いますけど。今後、それをいくらかでも解消しようということで今回の取り組みをされているのだと思っておりますので、この矢掛町防災情報配信システムの整備については賛成といたしたいと思えます。以上です。

○議長（花川大志君） その他討論はございませんか。それでは討論を終結いたします。反対討論のありました議案第53号及び議案第54号について採決を行います。それでは、まずお諮りいたします。先ほど討論がなかった議案第52号については原案の通り決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算第2号については原案の通り可決決定いたしました。

次に、議案第53号及び議案第54号について採決を行います。本件につきましては、先ほど賛成・反対それぞれの討論がありましたので起立による採決を行います。

なお、採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。議案第53号、業務委託契約の締結について、矢掛町防災情報配信システム整備業務委託契約の締結、この案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志君） 起立多数と認めます。よって、議案第53号、業務委託契約の締結について、矢掛町防災情報配信システム整備業務委託契約の締結は可決決定に決しました。

次に議案第54号公有財産の取得について、本件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志君） 起立多数と認めます。よって、議案第54号、公有財産の取得については原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま、浅野毅君、他の皆さんから意見書提出についての発議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議案書配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（花川大志君） 日程第3，発議第1号，新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について議題といたします

なお、本案に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際、事務局長から、発議案を朗読させます。奥村議会事務局長。

○事務局長（奥村栄治君） 〔発議第1号朗読記載省略〕

○議長（花川大志君） 朗読が終わりました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第1号は、原案のとおり措置することに決して、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号，新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり措置することに決しました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究につきましては、議会での継続審査の議決が必要であります。従って、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究につきましては、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究につきましては、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

更にお諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議はすべてこれを終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。山野町長。

○町長（山野通彦君） 令和元年第2回矢掛町議会第2回定例会につきましては、9日間の会期でありましたが、上程いたしました人事案件や条例改正など、16議案に加え、本日、追加提案させていただ

きました3議案を含めて、計19議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり、御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました、貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分に検討させていただきたいと存じますので、一層の御支援と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、今月、日本が初めて議長国を務めた、福岡市で開催されましたG20、主要20か国・地域の財務大臣・中央銀行総裁会議では、ほとんどの国の中で、アメリカと中国の貿易摩擦による世界経済の下振れリスクが共有され、閉会をいたしました。

こうした中で、今国会の会期は延長せず、参議院議員選挙の投票日は7月21日となることが有力で、本町といたしましても今後の海外や国の動向に注視してまいりたいと思います。

そして、町内では今月10日、アルベルゴ・ディフーズ認定1周年を記念し、記念行事を開催いたしました。花川議長をはじめ、議員の皆様には、御多用のところ、御臨席を賜り、心から御礼を申し上げます。

この記念行事の開催に際しましては、アルベルゴ・ディフーズ協会ジャンカルロ・ダッラーラ会長をお招きしたほか、両備ホールディングス株式会社 松田社長をはじめとするEU協会の関係者、岡山商工会議所の皆様などにも御臨席いただき、町議会や町関係者を合わせて92名の参加をいただき盛大に開催することができました。

この記念行事に先立ちまして、一般社団法人アルベルゴ・ディフーズ・ジャパン協会が、初めて出来た訳ではありますが、岡山市の商工会議所内に設立され、この度、矢掛町、矢掛屋が再認定を受けたほか、あかつきの蔵が日本で初めての認定となりました。この認定につきましては、今後インバウンドという対応につきまして、大きく貢献できるものと思うと共に全国各地でこの事業が展開していくというふうに確信しておりまして、いろいろ交流関係等々で期待するものが大きいというふうに思っております。

矢掛の観光振興によるまちづくりにつきましては、本年4月に観光事業を主体的に推進する、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構を設立し、今後、道の駅の開業、重伝建の指定、無電柱化等の計画もあり、このアルベルゴ・ディフーズの手法によるまちづくり、つまり宿場町、矢掛の展開がこれから進みますし、これから大きく変化していこうとしております。

今後も賑わいのまちづくりを推進し、交流人口や外国人訪問客を増加させ、矢掛町の知名度を上げることで、地域の活性化を図っていきたくと考えておりますので、今後とも御支援を賜りますようよろしくお願いをいたします。

また、平年ですと、この地域はもう梅雨入りをしている季節でございますが、本年は遅いようで、しかしながら今後、豪雨による災害等も心配されるところであります。

町民の皆様も十分注意を払っていただくとともに、防災関係者の御協力をいただきながら、万全を期してまいりたいと思っております。

今後、本格的な暑さを迎えることとなりますが、議員の皆様におかれましては、どうぞ、御健康で過ごしてくださいませよう、お祈り申し上げて、閉会の御挨拶といたします。

本日は、大変ありがとうございました。

〇議長（花川大志君） これをもって、令和元年第2回矢掛町議会第2回定例会を、閉会いたします。

なお、この後、11時00分開催予定で、議会全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは全員協

議会室へ御参集ください。

それでは、皆さん、お疲れでございました。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員